

# 資料 10-1

## 基本構想（素案）及び基本計画（素案）に対する市民からの御意見

市民意見募集及び市民説明会でいただいた御意見を下表のとおりまとめています。

- 市民意見募集（意見募集期間：平成29年7月14日（金）～平成29年8月14日（月）まで）
- 市民説明会（全6回開催）
  - （第1回）平成29年8月4日（金） 午後7時～9時 豊一市民センター
  - （第2回）平成29年8月5日（土） 午前10時～正午 千里丘市民センター
  - （第3回）平成29年8月5日（土） 午後3時～5時 岸部市民センター
  - （第4回）平成29年8月6日（日） 午前10時～正午 千里山コミュニティセンター
  - （第5回）平成29年8月6日（日） 午後3時～5時 勤労者会館
  - （第6回）平成29年8月8日（火） 午後7時～9時 千里市民センター

No.	分類	項目	御意見
1	全体		吹田市であるが故の独自の方針というか構想と、実際の施策を期待します。
2			安全・安心なまちづくりにおける安心は、大部分がコミュニティのあり方にあります。
3			吹田市の将来人口を書いてあるが、その中で、平成52年を和暦で書いてある。元号が変わるとわかっているのだから、西暦に切り替えたほうが良いのではないのか。
4			計画の中で、元号表記は西暦表記の方が良いと思います。
5			平成は終わることが決まっているので、元号はやめて西暦で書くべきだと思う。
6			「第四次総合計画」策定に当たっては以下の事項を提案します。 ①施策の大綱毎に最重点施策の施策指標を掲げる。 ②年度毎に進行状況を公表し、不十分な項目には然るべき対策を打つ。 ③評価は監査法人若しくは第三者から為る評価委員会に委ねる。 EX：計画の妥当性、組織、人員、予算 ETC ④未達成項目についてはその原因・責任について詳細に調査・分析する。 ⑤次回の総合計画は前回評価の指摘事項を踏まえたものである事を必須とする。
7			レポート形式での意見書提出。【※御意見の内容は（資料10-2）】
8			自治基本条例の考え方である主体性と独自性が、どの程度総合計画に反映されているかが大事である。

No.	分類	項目	御意見
9	全体		<p>総合計画は網羅的でわかりづらいので、優先順位付けが必要である。また、目標年次は10年後だが、基本計画・実施計画見直しの際に、吹田市の独自性を数値で把握することもご検討いただきたい。</p>
10			<p>第3次総合計画の構成と大きく変わりましたね？ その理由は何でしょうか？ 第3次の「部門別」「地域別」という構成は、住民にとって非常にわかりやすい、身近な総合計画だと評価していました。第4次の構成は、全国のどこにもある、いわばステレオタイプの計画構成であり、総花的・抽象的で市民感覚からは遠く離れたものになっています。とくに「地域の特性を活かしたまちづくりの重要性」について述べます。</p> <p>Ⅱ 策定の背景 1. 吹田市の概要の(5)「地域ごとに異なる特色」の項に書かれているように、北部と南部のまちのありようは大きく違っています。</p> <p>また、Ⅲ 吹田市の将来像 3. 都市空間の(1)「地域ごとの特徴ある拠点の形成」で、「(各拠点のまちづくり方針)を上げて、「地域ごとの特性に応じた拠点の形成を図ります。」と書いていますが、それぞれの地域が持つ課題については何も書かれていません。</p> <p>吹田市のまちづくりの特徴は、上記のように地域により開発経過と現状と課題及び目指すべき将来像が違ってくるにありまます。したがって、これら違いを前向きにとらえた今後のまちづくりプランが必要だと強く思います。</p> <p>Ⅳ 施策の大綱 でも、「取り組みを進める視点」の③として「地域の時姓を活かしたまちづくり」が記載されています。</p> <p>今回のパブコメ対象だという、基本計画のⅣ 基本計画推進のために(※検討中)の3. 取り組みを進めるための3つの視点(3)「地域の特性を活かしたまちづくり」に、※「地域の特性」について別途、整理中と書いてありますのでその結果を待って、また意見表明したいと思いますが、第3次総合計画が吹田市の特徴をよく踏まえた、我々市民にとって非常にわかりやすい構成と表現であったことを忘れないようにしてください。</p>
11			<p>今回の第4次総合計画は、全国の自治体に義務づけてきた画一的総合計画を見直し、各自治体が独自に策定する計画に基づいて市政運営にあたることを企図したように思う。従って、市の独自性のもと、多くの市民にわかり易い内容であることを期待したい。</p> <p>さて、今回の計画策定にあたっては、これまでの社会、経済等の動向や将来を見通しながら、相当な時間をかけて取り組まれたものと思うが、個々の内容について、この時点でコメントするには一定の時間が必要である。</p> <p>大事なことは、本計画の策定後、実施計画と財政の裏付によって、その実現を図ることこそが重要であり、的確な進行管理を実施して、その進捗状況を示してほしい。</p>
12			<p>◎基本構想及び基本計画 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことも、どこかで記載することで、吹田市の計画体系が、より可視化されるのではないのでしょうか。</p>
13			<p>◎基本構想及び基本計画 吹田に縁があり、吹田に関心のある市民をはじめ多様な主体が、吹田の資源(人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など)を再認識し、社会環境の変化を見据え、吹田の歩むべき方向性を探り、実際に行動する「(仮称)吹田学」をどこかに位置づけてみてはいかがでしょうか。</p>
14		<p>(総合計画) あまり堅苦しい計画ではなく、身近な計画に落とし込めるコンテンツ(内容)が必要です。(計画の共有化)</p>	

No.	分類	項目	御意見		
15	全体		「市民ワークショップ」「中学生・高校生ワークショップ・アンケート」だけでなく、「大学生のまちづくりプラン」（歴史文化を大切に・・・）を重視すること。		
16			素案を一通り聞きましたが、あまりに抽象的な言葉ばかりで具体性がありません。具体的にどう進めていくのかの話はいつかしてもらえるのか。		
17			必要性について、もっと計画、構想の分野の細分化を図り、年齢の枠を離れた説明会等、また、ワークショップも早くからテーマを決めてすれば、もう少し市民にわかりやすく、参画もしやすいのではないかと。市民は吹田は住みよい町であると誇りを持っていると思う。関心も多々あるのではないのでしょうか？幅が広すぎるのではないのでしょうか？		
18			第2次や第3次総合計画との違いを感じなかった。高度情報化と就労構造の変化が顕著な変化と思う。市内の小学校に監視カメラをつけたのは大きな成果と思う。本当に総合計画が最上位の計画だと思う。総合計画で市が大きく変わるのに、欺瞞的な言葉、きれいな言葉ばかり並べている。交通の利便性や、大学のあるまちづくりは、20年も30年も前から使われている。もっと新しい言葉で第4次の総合計画を作って欲しい。		
19			市民としては、計画と実行がどう行われるかが関心事となる。		
20			当該計画が、最上位に位置づけられるところが、市民の視点では、当該計画より下位の計画の内容について知ろうとするようですので、その点の理解を促す必要があると思います。		
21			計画には夢も必要です。実現の可否を重視しすぎるとチャレンジする姿勢がなくなる。計画にはチャレンジ性は重要です。		
22			歴史を振り返り空から鳥の目で俯瞰してみると万博、千里ニュータウン以外特色のない吹田が見えてきます。然し自然と神によって守られている緑（鎮守の森）をコアにした魅力的な住宅都市であることも分かってきます。そこにおいて市長は『総計』のもと多様な都市政策を展開することが市長の使命かと思えます。私は吹田、豊中地域の開発の現場に直接携わり備つぶさに蟻の目で見てきました。そのうちの幾つかは地域のレガシーと成りつつあり、それが何時か社会貢献、地域貢献することを夢見ている一人の男にすぎません。現在の成熟した格差社会にあって吹田市は自立と包摂により近未来の実験都市を目指す先進都市になると思えます。ぜひ吹田37万市民の為に心が安らぎ、人と地域と自然を育む緑の都市 すいた を目指して頑張ってください。【※御意見の内容は、（資料10-3）】		
23			基本構想	全体	<p>第4次総合計画 基本構想（素案）を熟読し失望しました。</p> <p>Ⅱ.1.(2)市の沿革 時代別の把握は的確 2.吹田市の特徴 (5)後段の歴史的まちなみ 3.(6)市民によるまちづくり&lt;住民ニーズの把握&gt;</p> <p>上記の項目が列挙されているが、これらが後述の基本構想には全く反映されていない。（過去を語るのみ？）</p> <p>せめて基本構想 「Ⅲ.吹田市の将来像 3.都市空間 (1)地域ごとの特徴ある拠点の形成 (3)人と自然の共生空間の形成」を具体的にした俗に言う「説明版（駒形看板）」を、かつてここに何があったのか、市民、市外からの観光客に知ってもらう努力→まちづくり（景観）に反映してほしい。</p>

No.	分類	項目	御意見
24	基本構想	全体	基本構想（素案）の構成については、行政運営の連続性から考えて、先ず、第3次総合計画の実績を評価し、課題を明確にした上で、今後10年間の社会の変化を見極め、望ましい将来像を描く必要があります。その上で、望ましい将来像を実現するために実行すべき施策を大綱として位置付け、叙述するべきと考えます。
25		I.総合計画の位置づけと役割 II.総合計画の構成と期間	素案では「I.総合計画の位置づけと役割」「II.総合計画の構成と期間」を基本構想の一部と位置づけていますが、基本構想の内容ではないことから、「序論」または「はじめに」に叙述するべきと考えます。
26		II.総合計画の構成と期間	5年毎のローリングで見直しを確実にやってほしい。
27			高齢化に伴う「思い出文化」の保存＝将来像
28		III 吹田市の将来像 1.将来像	基本構想（素案）「III 吹田市の将来像 1.将来像」の段落1～3は吹田市の過去と現状を素描しているだけで、私たち吹田市民、また吹田市自身が目指すまちの姿が見えてきません。現在起こりつつある社会・経済・環境の変化を見定め、10年後の将来像を明確に表現する必要があります。また「柔軟できめ細やかに市民ニーズに対応する」ことがうたわれていますが、単なるニーズへの対応以上に、吹田市が将来的にどうあるべきか、どのような市の在り方を理想とするのかなどが示されていないことは「将来像」として不適切であると考えます。 具体的には、資源保護や自然環境の保全と再生や、「成長の限界」を迎えるに至った経済の状況、少子高齢化と労働人口の減少などの現代の課題を踏まえた上で、吹田市が如何に取り組み、その先でそのような市を目指すのかが示されなければなりません。 私たちは、こうした課題に市が取り組むためにこそ、市民自治が必要であると考えます。「市民自治」とは単なる理念としてではなく、現代のまちづくりにおいて、欠くことのできない手段・方法です。だからこそ、市民自治は必要であり、吹田市は、制度の整備と積極的な呼びかけを行い、目標を示すべきと考えます。 吹田市自身が掲げる市民自治の理念と、その具体的な発展を通じて、どのような将来を獲得することを望むのか。こうした観点から、率直に、かつ積極的な目標設定と実行の宣言として提示されることが必要であると私たちは考え、そのような将来像の策定を求めます。
29			吹田市は老人を重視するのか、子供を重視するのか。 私個人は、年寄り子どもや孫と明るくゆったり楽しく暮らせると良いと思う。 30年50年ではなく、2世代3世代が安心して暮らせるまちづくりが良いと思う。
30		III 吹田市の将来像 2.将来人口	◎基本構想（13項） 将来人口の推計については、図表Ⅲ-2の出典として、「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」より作成と表記されていますが、その具体的内容についても記述することで、読者の理解が深まるのではと考えます。

No.	分類	項目	御意見
31	基本構想	Ⅲ 吹田市の将来像 2.将来人口	平成52年に人口38万人推計となっている。内閣府が発表した30年後に日本の人口が8千万人になるという推計をだしているが、どのような前提で算出しているか。吹田市だけが維持できているのは納得できない。
32			吹田市の人口の将来展望について、かたや増加していく、(日本全体で見ると)かたや減少していくということだが、そんなことでよいのか。
33		Ⅳ.施策の大綱 取組の視点	<p>(下線部が修正案)</p> <p>①分野を超えた連携 行政は、分野をまたがる施策については必要に応じて横断的かつ柔軟な体制で取り組むなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに改めます。</p> <p>②パートナーシップ 支援を必要とする人々、支援する人々、周りの全ての人々の参加を得て、まちづくりのあらゆる場面において、市民の参画を促進するとともに、市民と市民、市民と行政とがお互いの立場を尊重しながら役割を分かち合い、お互いがパートナーとして支え合う協働のまちづくりを押し進めます。</p> <p>③地域の特性を生かしたまちづくり 行政は、分野や施策ごとに地域の実情を踏まえ、地域を一律に捉えるのではなく、地域の特性を生かした効果的・効率的なまちづくりを目指します。</p>
34		Ⅳ.施策の大綱 大綱1 【人権・市民自治】	<p>(下線部が修正案)</p> <p>大綱1【平和・人権】(大綱1を二つに分ける) 恒久平和の実現と核の廃絶を願い、平和憲法の理念に基づく市政を推進するとともに、市民一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う豊かな人権感覚を育み、性別、人種、障がいの有無などにかかわらずだれもが個人として尊重されるまちづくりを進めます。 (想定される施策)非核・平和、人権、男女共同参画、多文化共生</p>
35			<p>(下線部が修正案)</p> <p>大綱2【市民自治】 人口構造の変化をはじめとする社会環境の変化とともに地域社会の課題は多様化・複雑化し、その解決のためには、市民自治の強化が不可欠となっています。市民と行政との協働による取組を進めるとともに、地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を築くため、制度面での整備と市民力の自発的発展により市民自治の確立に向けて取り組みます。 (想定される施策)市民自治、開かれた市政、開かれた議会</p>
36		Ⅳ.施策の大綱 大綱2 【防災・防犯】	<p>(下線部が修正案)</p> <p>大綱3【防災・防犯】 近年、全国各地で発生した自然災害の様相と被害、それへの対策の複雑化などを教訓に、吹田市内の対応や体制を見直します。 また、市民が消費生活や情報社会での犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます。地域での助け合いや市民の防災・防犯意識の向上を支援するとともに、市民、企業、関係機関との連携のもと、だれもが安心して安全に暮らせるまちをめざします。 (想定される施策)防災、防犯、消防、消費生活</p>

No.	分類	項目	御意見
37	基本構想	IV.施策の大綱 大綱2 【防災・防犯】	北部地区は開発に伴い人口が増加し、安全性が保たれない。 吹田警察の北署を、是非とも吹田市として、積極的に対応を取って、総合計画の中に入れてもらいたい。
38			北部地区の人口増と地域開発による安全性の確保を高める必要性による安心安全な地域確保の構成が必要であり、北部地区への警察署の新設が必要。
39		IV.施策の大綱 大綱3 【福祉・健康】	(下線部が修正案) 大綱4【福祉・健康】 高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。また、健康寿命の延伸をめざし、すこやかに心豊かに暮らせる健康・医療のまちづくりに取り組みます。 (想定される施策) 高齢福祉、障がい福祉、地域福祉、保健・医療
40		IV.施策の大綱 大綱4 【子育て・学び】	(下線部が修正案) 大綱5【子育て・学び】 安心して希望を持って子どもを産み育てることができ、すべての子どもの育ちが尊重されるとともに、豊かに学ぶことができるよう、家庭、地域、学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。また、市民が自ら生涯にわたって学べる環境を整えるとともに、学びの活動を通じて人と人、人と地域がつながるまちづくりに取り組みます。 (想定される施策) 子育て、配慮が必要な子ども、学校教育、青少年、生涯学習
41		IV.施策の大綱 大綱5 【環境】	CO2の削減を図り、良好な環境づくりが必要。
42			(下線部が修正案) 大綱6【環境】 持続可能な社会の実現をめざし、市民が親しみをもてる貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、再生可能エネルギーへのシフト、資源循環、生物多様性の保全及び持続可能な利用を基調としたまちづくりを進めます。 (想定される施策) 生活環境、エネルギー、資源循環、生物多様性
43			IV.施策の大綱 大綱6 【都市形成】
44		IV.施策の大綱 大綱7 【都市魅力】	(下線部が修正案) 大綱8【都市魅力】 大学のあるまちの強みや、文化、スポーツなどの活動を通じて育まれた市民のつながりなどを地域資源として活用しながら、これまで受け継がれてきた魅力を発信するなど、市民のまちに対する愛着を深め、いっそうの魅力向上をめざします。また、地域発の事業活動や創業を支援することにより、雇用の創出や地域経済の活性化を推進します。 (想定される施策) 産業振興、雇用・就労、観光、文化、スポーツ、内外交流、魅力発信、NPO促進

No.	分類	項目	御意見
45	基本構想	IV.施策の大綱 大綱7 【都市魅力】	発展の歴史を踏まえ、新しきを取り入れる、バランスの再考を。歴史文化、生活文化、まちなみ文化を大切に！
46		IV.施策の大綱 大綱8 【行政経営】	(下線部が修正案) 大綱9【行政経営】 人口減少や経済の低成長化に伴う税収のひっ迫が想定される中で、持続可能なまちづくりを実現するために、効果的かつ効率的な行政運営の体制をつくります。また公正で透明性のある政策決定とルールに基づく施策の実施を徹底するため、市職員の意識改革を行い、人材育成の強化をはかります。その上で、市民にとって身近な基礎自治体として、地方分権の進展の成果を市民が実感できるよう自主・自立のまちづくりを推進します。 (想定される施策) 行財政運営、情報政策、公共施設最適化、人材育成
47		序論	素案の「序論」については、「2.吹田市の特徴 1) 交通の利便性」(p.4)の本文において、吹田市の市内交通の現況と課題の有無について述べられていないなど、いくつかの問題はあるものの、すでに基本計画(素案)策定の段階にあるので、主として、文書の全体構成に関する意見を提示・例示します。 【※御意見の内容は、(資料10-4)】
48		序論 I.策定の趣旨	「市民一人ひとりが安心安全で・・・」は、「市民一人ひとりが安心安全、生活環境の確保を行い、緑地の確保、公園の設置等により豊かな生活・・・」
49			4行目：「世界経済の混迷」⇒「中国やインド、アジア諸国の進展、世界情勢の混迷」
50		序論 II.1.(2)市の沿革	2000年以後の動きも追加する必要があるのでは。千里丘の企業用地や千里ニュータウンの再開発、健都や南吹田の開発で大きく変わりつつあることを追加すべき。
51		序論 II.2 吹田市の特徴	本計画のなかで、吹田の特徴が記述されているので、これを具体的にどう展開すべきか工夫が必要です。
52			現状の分析が吹田市の現状になっていないのではないか。 個別計画を見ると、もっと詳細な分析や取組があるのではないか。
53		序論 II.3 吹田市を取り巻く社会潮流	(8)大阪府が目指す「大阪府まち・ひと・しごと総合戦略」の北摂の中心都市としての役割 (追加)
54			2015年9月に採択した「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」 (追加、これは大変重要な項目と考えます)

No.	分類	項目	御意見
55	基本構想	序論 Ⅱ.3 吹田市を 取り巻く社会 潮流	「社会情勢と働く環境の変化」について、第3次総合計画の時であればバブル崩壊という話をしてもいいが、もっと社会が変わっている。特に吹田市は留学生も多いため、アジアの成長と国際性は入れて欲しい。
56			吹田市はベッドタウンとして発展してきたが、大阪に職場がなくなって子ども世代は東京に行っているため、吹田で産業を興さないといけない。企業市民という言葉を入れて、どうするか考えてほしい。
57			(2)の1行目～3行目の説明が古すぎる。2000年以降の世界の変化をとらえる必要がある。開発途上国といわれていた国々の進展と国際化から、成熟したわが国の経済は経済成長一辺倒から持続可能な社会への転換期にある。
58			(3)には、東日本大震災以降、安全安心の意識が高まったとあるが、過去に阪神淡路大震災を経験しており、学校等も耐震構造の変化をしている。第4次総合計画に加えるには、取ってつけたような感じがする。
59			南海トラフによる震災対策についての認識が肝要。
60			序論 図表Ⅱ-1
61	基本計画	全体	経過報告的なことや、抽象的な項目が多いと思います。基本計画では、もっと具体的な説明がほしかったです。
62			市全体の状況を、多様な指数を定期的に発信する事も、市・行政の重要な部分になると思います。各ジャンル活動の指数化と発信をお願いします。
63			素晴らしい内容と思うが、具体的なことが見えない。夢物語なのかなと思われる。もっと身近な切実な問題の解決を図っていくことも大事ではないのか。 具体的な実施案があれば、どの様な手段で市民が閲覧できるのか市報等に載せてほしいですね。
64			市勢をあげることについては、種々の施策があると思います。行政としては課題を総論的にあげざるを得ないと思いますが、全国的に目をみはる活動をされている自治体は、やはり課題をしぼり、市の特色を打出されていると思います。ハードというよりはソフトとしての特色が必要ではないでしょうか。例えば、英語力をあげる教育、世界のどこかの都市と姉妹都市を結び交流を突破力とするなど、ソフト力を発揮する事も大事です。



No.	分類	項目	御意見
65	基本計画	全体	全てを網羅し総合的に遂行することは財政ももたない、効果も少ないのではないのでしょうか。吹田の特色、過去現状にこだわらず、将来の吹田を目指すもの等、エネルギーが必要ではないか。かつては、良いか悪いかは判りませんが、吹田は「万博」と「共産党市長」というのが他県に住んでいて覚えています。今の吹田は何か？と考えています。
66			①四総計大綱の項目建てについては三総計の項目建てよりもスッキリしている。 ②施策毎に現状と目標値が掲げられている事は評価できる。 ③三総計において策定されていた地域別計画が今回無いのは如何なる意図なのでしょう？
67			吹田市第4次総合計画基本計画(素案)(以下、「計画素案」と略称します)は、基本構想の施策の大綱の8項目の大綱を受けて、目標、現状と課題、施策、施策指標が示され、施策指標には現状と目標が掲げられています。 計画素案を通読して、目標や現状と課題の記述と、施策や施策指標とのつながりが分かりにくいです。目標は願望や指針であり、現状と課題は問題分析と施策方針だとして、施策で示された項目が課題解決の重点施策として選ばれた理由が不明です。 更に、施策指標として示された施策名の内容は、目標管理の指標としてふさわしいか疑問です。また、現状の数値の実績・根拠が不明だし、目標とする数値が達成すべき数値目標としての設定理由も理解できません。 吹田市第4次総合計画基本計画は実施計画の策定に進み、市政を通じて市民生活に影響するので、以下の点について見直してください。  施策名は手段ではなく達成すべき目的や効果を評価できる内容に改める 例えば、講座受講者数は啓発手段への動員数であり、講座の目的(受講した結果、何がどう変わったか)の達成状況を指標とすべきです。 【例】1-1-2, 2-1-3, 2-2-1, 2-2-2, 4-3-1, 4-4-1など  指標の現状の数値の成り立ちと、過去の実績評価や目標の狙いとの関係を示す H28年度の実績数値を生み出した要素と要因分析の結果、今まで行政として努めてきた成果や改善すべき事項を振り返り、何を伸ばし何を改めるかを絞り込んだことがわかる指標づくりをして欲しいです。 【例】3-1-3, 5-1-1, 5-1-3, 7-1-1, 8-1-4など
68			総合計画づくりに当たって、公的にすべきことを明白にしてください。「福祉の吹田」と言われていたことを幹部の皆さんはどう評価しているのでしょうか。「自助、互助、共助、公助」といって、保育所・学童保育のと一部で言っていますが、職員は民間の方が集まりにくいことは十分ご存じのこと。 福祉のまち吹田を取り戻すために、公でなすべきことを明確にして、その上で民間活用を考えてください。すでに、吹田でも、いい加減な金儲け企業が福祉について、排除されたり、事業放棄がなされたり、と全国的な傾向ですが、福祉に対しての監視体制と監査制度を強化していく組織にしてください。
69			目標

No.	分類	項目	御意見	
70	基本計画	指標	指標について、数字を出す怖さがある。根拠をきちんと持っておく必要があるのではないか。	
71			第4次の総計の大綱に指標となるべき数値を付けたら。 E x. 防災・防犯に消防団員数を250人にする。その進行状況を「178人→200人→210人 に増加中」のように、年次毎に進行状況を公表する。	
72			指標は実施時の目標になるので、十分検討して設定してほしい。また、計画期間途中でも、新たな指標をつくるなど、PDCAを期待しています。	
73			施策指針をいくつも挙げていただいているが、目標値の出し方と根拠が見えてきづらい。施策に対する指標との対応関係がわかりにくい。	
74			施策指標を作ると、ベースにあった基本的な考え方から離れて数字を追いかけがちであるので、そうならないようにしていただきたい。指標に載せる項目については慎重に選んでいただきたい。	
75			<p>指標の目標の数値設定の根拠や、設定の狙い(希求値)の説明が必要            数値目標は、実施計画と実施結果として達成したい数値とすれば、どんな理由や事情に基づいて設定されたか、吹田市として諸事情を克服すれば達成が可能な目標なのかの説明が必要です。            【例】1-2-3, 3-1-2, 4-1-3, 4-2-1, 5-1-1など</p> <p>指標で扱う数値は、数量的な表示のほか、背景たる質的要素の考慮も重要            見かけの数値表現で評価する場合、その数値を構成する事象の質的要素も重要です。例えば、1-2-2 自治会加入率は、地縁的自治組織の量的な評価とは別に、個別の自治会等の活性がどのように維持されているかが問題です。</p>	
76			数値目標を掲げることは重要なことです。しかし数値で評価しにくい項目もあるので、少しは柔軟に考えてもいいのでは。	
77			<p>目標値が低すぎる場所がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権向上の目標 21.7%→30%</li> <li>・犯罪を許さないまちづくりの施策指標 講座受講者数の目標値も低い</li> </ul>	
78			市民意識指標	「地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合」の満足度では、現状19%→目標70%は高すぎると思われるが、具体的なアクションが不明。
79				現状と目標が一番乖離しているのが、「地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合」だが、この部分は第3次と内容が異なるのか。
80	市民と行政のつなぎとして、自治会を通じて防災意識を高めていく必要があると思うのだが、市から自治会への支援というのは変わるのか。19%を7割に上げるためには、これまでと同じことをしてはだめだと思うが。			

No.	分類	項目	御意見
81	基本計画	1-1 【平和・人権】	各種集いや後援会などへの参加率向上策の強化が必要。
82			施策1-1-4 国際交流を通じて相互理解と平和の構築（追加） 2020年万博50年、太陽の塔内部公開に合わせて、国際交流平和都市宣言をする。太陽の塔を重要文化財に指定する。千里ニュータウンに国際機関などの誘致。
83			恒久平和の実現という都市宣言を護持し、永続するには「恒久」である。70年間継承し、蓄積してきた不戦国民主権の人類の到達点を、いつのまにか変質させてはならない。宣言の主体は主権者である。ほぼ8割が安保法案も共謀罪も審議不十分で必要性もないといっている。人権を守っているといえない。防衛という参戦・従軍を国民にさせない。命を捧げることが愛国であるとしない。戦争は最大の人権侵害である。平和国家として外交努力、調整役に徹する。専守防衛の範囲を超えない。 「核兵器は周辺が持つなら持たねばやられる」「究極、愛国のためには軍事行動が必要」という考えは、この70年余を、310万人の無念を無にするもの。周辺危機増大とは、比較する時期、危機の性格が不確か。新しく表面化したように見える動きに対して、人はそれを「最大」と思いうやすい。 愛国心とは、国益に貢献することをいう。「貢献」の基準はあいまいで、設定者、目的によっては恣意的になる。 相模原事件は、極致ゆき着く先で、国の負担となる者を排除できる自分は（生活保護受給の過去を帳消しにできる）国益となす有能な人間だと、容疑者は衆院議長にアピールしている。 石破氏はかつて「デモ」は「テロ」だといった。 「安らかに眠ってください 過ちは繰り返しませんから」
84			「DV防止」 「DV」は犯罪で、心身の傷害事件で最大クラスの人権侵害である。相手の悪いところを矯正するためとか、再教育するとかいう言い訳を決して認めないことだ。自分の方が高次の判断力があるからというのは、全く暴力をふるうための方便だ。暴力と日常の言動とは別の次元だ。
85			自治会加入率が低いので、魅力ある自治会への支援が必要。
86			4月の自治連合会の解散によって、市と自治会の意志疎通が少し希薄になっていると感じる。地域による実情は異なることは承知しているが、実行計画で反映してほしい。
87			1-2 【市民自治】 千里丘、特に東山田地区のコミュニティの場が少なすぎる。東山田公民館の横の空地に増築できませんか。
88			関連する主な個別計画が書かれていないが、個別計画がないのか。
89			（市民のレベル） 実施するのは市民です。その市民のレベルが大切です。世代交代を含め人の入替（コミュニティ）が必要です。

No.	分類	項目	御意見
90	基本計画	1-2 【市民自治】	自治会加入率51.6%→目標60%とあるが、具体的にどの様に進めるのか。今、高齢化等により、自治会離れが進んでいく現状、連合会への加入どころではない中、10年先ではなく、目先の対応が必要と思う。自治の具体的な施策を示していただきたい。
91			「自治会不要論」の目線でも検討してください。 住民による自治のあり方が盛んに検討されています。しかし、快適な市民生活に逆行しています。義務的に加入を要請するような自治会がなくてもよいような仕組みを作ってください。 「施策指標 1-2-2 自治会加入率」は現在値を記入するだけにして、「目標値」を空白にします。
92			大綱1 市民自治の確立のところ、施策2について。重要な自治会の加入率を60%にということだが、なぜ加入率が減っているのかという要因分析について知りたい。数年前に地域福祉委員会でも自治会に入らないかという質問をしたが、4割が必要ない、4割は入り方がわからないという結果である。後者にアプローチしていく必要がある。自治会への参加は任意ではあるが、防犯等のためにも、今後どのように地域の実情に合わせて施策を打っていくのか。
93			参加者の方のご質問に自治会の加入率減少の要因分析の必要性についておっしゃっていましたが、マンションの場合、マンション管理会社の意向が深くかかわっていることがあり、とても問題のことがあります。マンション管理会社はゼネコン系のものが多く、「財産」としてのマンション管理に傾注するのが資本主義の会社として当然と言えますが、自治会の発言権が強いと修繕計画について、内容の精査・批判が強まるので、それがわずらわしいと考え、自治会の活性低下（管理組合との統合という表面的な動きとは別に、実質的には自治会の吸収合併、自治会活動の停止を望んでいるようです）を指向しているのが、あきらかな言動をしたりします。自治会としての集合を制限して、〇〇会などが開かれなくなったりします。（管理組合として公正な活動をしているとは言えない面までみられ、管理員が集会場使用料を多年にわたって着服したのに、刑事告訴を止めてしまったりします。つまり財産上の管理を恣意的にしたいという強い願望から来ているような気がします。住民としては、つまり「公」の目が入らない閉鎖空間をつくられないようとしているようで、防犯以前の人権問題です。
94			指標の中に、自治会加入率があるが、どんなに頑張っても加入率は下がっていくと思う。 役所で施策を検討している方も、上がるとは思っていないと思う。なぜかと言うと、義務的に加入しないといけない自治会も賛同を得られていない。 そんなことはやめて、自治会が機能しなくても、市民の生活が上手く回るような政策を考えてほしい。自治会に入っていないといけないのは生き苦しい。
95	自治会加入率について、地域によって差が出ている。新しい、江坂や千里ニュータウンなどの新しいマンションにお住まいの方も視点に入れた指標のつくり方を考えれば良いのかもしれない。そもそもは地域コミュニティの強化が目的であるから、その視点に立って考えていただきたい。		

No.	分類	項目	御意見
96	基本計画	1-2 【市民自治】 2-2 【防犯】	指標の設定について 市民自治・防犯において過去より自治会は大きな役割を果たしてきたが、地域コミュニティに新たに増えてきた、マンション住民の皆さんをどの様に取り込むか！市民自治・防犯に取り込んだ指標を考えて頂きたい。
97			BCPは、最悪の状態を想定する事が重要で、実績評価は、その原点とも考えます。
98			地震対応について、阪神淡路大震災があったから改めて取り上げなくても良いという指摘があったが、私は違うと思う。 中国自動車道は高槻構造線という断層の上を通っている。安心安全の観点から、もっと地震対応を進めるべきだと思う。
99			重要な災害避難地域であったグラウンドの広大な土地に戸建て住宅が建設されるが、市として避難地域を確保しておくことができなかったのか。理想を持っているなら、市が指導するなど、責任を持ってきめ細かく見ていただきたい。
100		2-1 【防災】	市報やHPにある防災関連資料に記載されている被害想定などを見て、吹田市の地震・風水害対策に不満を持っている。総合計画がどのような安心を与える計画になっているか楽しみにしていたが、内容を見ても全く安心できない。この不安を解消するために、市がどんなことをしているのか、またこちらが勉強すべきことがあるのか、教えていただきたい。
101			科学の発達により、地震を正確に予報できる方法があるので、それを採用し、市民に知らせてほしい。特に上町断層はもうじき地震が発生すると言われている。また、ハザードマップはメッシュで示されており、自宅がどこにあるかわからない。もう少しわかりやすく示してほしい。
102			要支援者について、各自治会が協定を結んでいないという課題があったが、それをどうするのか見えてこない。総合計画をもっと市民にもわかるようにしてもらいたい。
103			災害について、1時間に50mm以上降る雨が注目されているが、基本計画案の中で50mm以上の雨に対する対応は盛り込まれているのか。
104			先日、内閣官房から、国民保護に関して、北朝鮮からの弾道ミサイルに係る情報が発出されましたが、おそらく、下位計画の国民保護計画にも盛り込まれていないと思います。しかし、自治体レベルでも考えておく必要があると思います。

No.	分類	項目	御意見	
105	基本計画	2-1 【防災】	北朝鮮のミサイルについての住民危機管理が一言も出ていない。ミサイルの避難訓練をしている市町村もある。もっと最近のものも取り入れる対応をしてはどうか。	
106			基本計画の大綱2-1「防災・防犯」について。6月ごろに内閣官房から、北朝鮮のミサイルに関する情報があった。国民保護計画に盛り込まれていないし、総合計画の視点にも盛り込まれていない。国の政策が自治体が付いていくのは難しいと思うが、自治体としてどのように取り組んでいくのか、考えてもらいたい。地下街に逃げ込まないといけませんが、吹田市には地下街がない。防災防犯にどのように取り組んでいくのか。せっきやくの中長期の計画なので、盛り込んでいただきたい。	
107			連合自治会単位の自主防災組織の強化が必要。	
108			自主防災組織に自治会をはずします。仮称・第2消防団を結成して、自主防災組織にします。	
109			2-1-2 連合自治会単位での自主防災組織の結成率は、防災力・減災力の実質的な向上を表すか、2-1-3 消防団員数も、消防・救急救命体制の充実の状況の実態を表す指標としては不十分です。数値の元となる市民は、何らかの動員圧力で参加してもその後の継続的な発展はない、逆に参加者の偏り(年齢層・性別などで常連化)などが新人の新規参加を妨げるような実態もあります。市民による自主防災の願わしい状況を、行政と市民とが協働して作り上げるには何が問題なのか、H28年度の消防団員数178人の望ましい数値と比較、団員の年齢バランスや実働実績の評価、組織としての見通し、目標の250人設定が妥当なのかなどが疑問です。 【例】上記のほか、1-2-1, 3-3-1など	
110			質問意見を聞いていて思いましたが、市民向けの防災講座とか防災訓練への参加数、開催数が指標にあってもよいと思いました。	
111			2-2 【防犯】	防犯講座・消費者講座への目標が低すぎる。
112			3-1 【高齢者福祉】	2025年問題に向けて、シルバー人材センターの登録向上、認知症サポーター、介護サービスも同様。
113				高齢化が進んでいく中で、高齢者に対する「不安を無くし、生活を守る」姿勢を明らかにして、吹田独自の高齢者対策・福祉充実を進めてください。福祉を大きな産業として位置づけ」今までのように「福祉の吹田」といわれるようになれば、職員も吹田に引きつけることになると思います。是非のご検討を

No.	分類	項目	御意見
114	基本計画	3-1 【高齢者福祉】	<p>吹田市第4次総合計画基本計画(素案)において、『施策指標 3-1-1 指標名 シルバー人材センターの会員数』と記載があります。シルバー人材センターは、公益社団法人であるものの、特定法人の優遇そのものである政策を、特定の政治団体ではなく、市が施策として掲げているのは、憂慮すべき事態だと思料しますので、是正を要請します。何故、この指標を掲げるに至ったのか、明確に説明して下さい。</p> <p>当該計画からの抜粋 『生きがいつくりと社会参加の推進』 福祉部 高齢期を迎えても生きがいを持って、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいつくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。』</p> <p>上述の施策を実現するための指標として、定量的でかつ現状を把握している指標を、市として思いつかなかったから、その指標にしたのだろうか、と感じるところです。</p> <p>あまりいい指標は思いつきませんでした。が、 ・スポーツという観点からは、吹田市民体育館の高齢者利用数を増やす ・地域活動という観点からは、高齢者の自治会加入者数を増やす ・社会参加という観点からは、公益活動団体への高齢者の加入者数を増やす などあると思います。</p>
115			<p>交通もコミュニティも高齢者を家に閉じ込めない為の対策となる。他県の例ですが、コミュニティの場を増やし、高齢者に外出をうながす事で、介護保険の経費が大幅に削減できたようです。この費用を教育・子育ての方に使うのが生きた税金の使い方になると思います。</p>
116			<p>高齢者に関して 超高齢社会だが、高齢者にとって「健康づくり」というスタンスは、「鍛える」面が前面になりがちで、過重負担になりがちである。体力保持が主眼の方が安全。やりすぎて体調悪化の例もきく。</p>
117			<p>3-2 【障がい者福祉】</p> <p>○「現状と課題」 障害者を取り巻く法制度は大きく変化しています。こうした変化に基づき、「現状と課題」についても以下のように修正すべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>「障害者基本法」改正や「障害者差別解消法」制定などの国内法制度の整備が進められ、日本政府は2014年1月に国連「障害者権利条約」を批准しました。 これからは障害や社会的障壁により生じる生活上の困難を解消する社会の仕組みや他の者との平等を確保するための合理的配慮の提供、障害を理由とする不当な差別をなくすため行政としての積極的な対応を求められます。 本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成28年度末においては、市民のおよそ20人に1人が障がい者手帳を所持しています。 障害のある人は、特別な存在ではなく、社会を構成する一員として多様性や違いを尊重し合い、あらゆる差別や排除のない「共生社会」を実現するための施策を展開していく必要があるのです。</p>

No.	分類	項目	御意見
118	基本計画	3-2 【障がい者福祉】	<p>○施策；3-2-1生活支援など日々の暮らしの基盤づくり について</p> <p>・本文の「グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。」は、グループホームの整備だけを課題としているように受け取れます。</p> <p>グループホームは、選択肢の一つに過ぎません。障害のある人も障害のない人も、その人が望む暮らしを実現するための施策が求められており、以下のように本文を修正願います。</p> <p>-----</p> <p>障害のある人が希望する暮らしを実現するために必要な支援や住まいの場（住宅やグループホームなど）の確保や提供に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。</p>
119			<p>○施策；3-2-2社会参加の促進 について</p> <p>現状と課題について申し上げたよう、あらゆる差別や排除のない「共生社会」を実現することが目標となり、そのためには、障害のある人の「他の者との平等」を確保するための合理的配慮の提供が必要であり、「啓発」だけでなく、行政としての積極的かつ具体的な対応が求められています。</p> <p>そこで、「3-2-2社会参加の促進」を「3-2-2共生社会の実現に向けて」に変更し、本文を以下のように修正すべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>3-2-2共生社会の実現に向けて</p> <p>障害のある人の社会参画のため、障害を持ったすべての人に対し、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消の啓発を行い、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供を推進する取組を進めます。</p>
120			<p>○施策指標 について</p> <p>・サービス利用者数などの指標と併せて、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供がどれだけ推進されているかも以下のように指標に盛り込むべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>施策：3-2-2          指標名：障害を理由とした不当な差別の解消や合理的配慮の提供が促進されていると考える人の割合          現状：－ 目標値：〇〇%</p>



No.	分類	項目	御意見
121	基本計画	3-2 【障がい者福祉】	<p>○「現状と課題」            国連・障害者権利条約の批准（2014年1月）や障害者基本法の改正（2011年8月施行）、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行（2016年4月）などにより、障害の定義の見直し（医学モデルから社会モデルへ）や障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務付けなど、障害を取り巻く法制度は大きく変化しています。            こうした変化に基づき、「現状と課題」についても以下のように修正すべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>「障害者基本法」改正や「障害者差別解消法」制定などの国内法制度の整備が進められ、2014年1月に国連「障害者権利条約」を批准しました。</p> <p>このことにより、障害や社会的障壁により生じる生活上の困難を解消する社会の仕組みや他の者との平等を確保するための合理的配慮の提供、障害を理由とする不当な差別をなくすため行政としての積極的な対応が求められています。</p> <p>本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成28年度末においては、市民のおよそ20人に1人が障がい者手帳を所持しています。</p> <p>障害のある人は、特別な存在ではなく、社会を構成する一員として多様性や違いを尊重し合い、あらゆる差別や排除のない「共生社会」を実現するための施策を展開していく必要があるのです。</p>
122			<p>○施策；3-2-1生活支援など日々の暮らしの基盤づくり について            本文の「グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。」は、グループホームの整備だけを課題としているように受け取れます。グループホームは、選択肢の一つに過ぎません。障害のある人も障害のない人も、その人が望む暮らしを実現するための施策が求められており、以下のように本文を修正願います。</p> <p>-----</p> <p>障害のある人が希望する暮らしを実現するため、必要な支援や住まいの場（住宅やグループホームなど）の確保や提供に向けた取組を進めるとともに、多様なニーズに対応できる相談や支援体制の構築を図ります。</p>
123			<p>○施策；3-2-2社会参加の促進 について            現状と課題について申し上げたよう、あらゆる差別や排除のない「共生社会」を実現することが目標となり、そのためには、障害のある人の「他の者との平等」を確保するための合理的配慮の提供が必要であり、「啓発」だけでなく、行政としての積極的かつ具体的な対応が求められています。</p> <p>「3-2-2社会参加の促進」を「3-2-2共生社会の実現に向けて」に変更し、本文を次のように修正すべきです。</p> <p>-----</p> <p>3-2-2共生社会の実現に向けて            障害のある人の社会参画のため、障害を持ったすべての人に対し、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消の啓発を行い、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供を推進する取組を進めます。</p>

No.	分類	項目	御意見
124	基本計画	3-2 【障がい者福祉】	○施策指標 について サービス利用者数などの指標と併せて、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供がどれだけ推進されているかも次のように指標に盛り込むべきと考えます。 ----- 施策：3-2-2 指標名：障害を理由とした不当な差別の解消や合理的配慮の提供が促進されていると考える人の割合 現状：－ 目標値：〇〇%
125		3-3 【地域福祉】	第3次総合計画では社会福祉組織の機能の拡充がうたわれていたが、ボランティアセンターのことしか成果として書かれていない。さらに強化していくつもりなのか、十分できたと考えられているのか。
126		3-4 【健康・医療】	健康都市吹田として、団塊世代が老齢化する中、シルバー世代の健康維持、また、健保の減少の為に、シルバー世代向けの健康教室など実施してもらいたい。
127			「健都」を吹田の魅力として取組とありますが、他の都市にも同様の医療の集積地を都市のパワーにしようとする施策は多く、近畿にもいくつかあります。吹田としてのアイデンティティのために「健康寿命の延伸」をポイントにしてはいかがでしょうか。吹田市は幸いにも今のところ、稀有な人口増自治体ですが、やはり超高齢社会として財政の面からも、福祉・精神風土の面からも健康寿命を延ばしていくことが肝要と思います。（当然全てに医療費抑制になります）これは関西大学で5月に開かれた「健都」の説明会でも取りあげられていましたが、「未病」はキーポイントになると思います。医療機関にとって、点数が高いのは「治療」「入院」「手術」かもしれませんが、超高齢社会のためには、「病気になるない」、「出来るだけ不調を早くに発見して、発病させないうちに治していく」、「不調を感じたら気軽にすぐ相談できるサービスセンターがある」（相談料は徴収しなければ運営できないと思います）。こういったことが個人が自分のホームドクターに近づく、医学的知識、保健の知識を向上させるといったことが、とても大切だと思います。医療関係者（団体）の方々の「権益」とのかねあいがあっても、もうこの超高齢化では「パラダイムシフト」だと思っています。
128		4-1 【子育て】	基本計画 子育てしやすいまちづくり に関して 千里山のURの建て替えの中で公園は3ヶ所から1ヶ所に減り、後工区の計画にも公園の計画は見当たりません。吹田市の街づくりの構想に疑問を抱いている市民の1人です。
129		5-1 【環境】	持続可能な社会構築が求められている中で、持続可能なエネルギーを吹田市としてどのように考えているのか。

No.	分類	項目	御意見
130	基本計画	5-1 【環境】	<p>目標：  <u>持続可能な社会の実現をめざし、貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、再生可能エネルギーへのシフト、資源循環、生物多様性の保全及び持続可能な利用を基調としたまちづくり（仮称：環境理想都市づくり）を進めます。</u>  <u>開発時等には、常に付近の住環境をも向上させると共に、市域の緑を増加させます。</u>  <u>公共交通の充実により、自動車及びその走行を減少させて、環境負荷を大幅に削減させます。</u>  <u>環境理想都市は、人口や世帯数が現在より減少しても、市全体の住環境が格段に向上する理想的な都市とし、種々の施策指標を組み合わせて検討・創成する。特に重要なのは緑の豊富さを実感できる指標で、例えば、緑被率、緑視率またはその他の緑の指標を用いて、市民1人当たりの緑が毎年一定以上増加していると感じられるようにする。</u></p>
131			<p>阪口市政より（プランは「景観まちづくり」が作成され、現在も踏襲されているはず）ドンドン後退している。「歴史的文化的街並み」はすごいスピードで失っている。</p>
132		6-1 【都市空間】	<p>住宅政策の充実について  吹田市は全世帯に占めるマンション世帯の割合が、大阪府下でトップを占めるほど、市民の多くがマンション等共同住宅に居住しています。また、ニュータウンの老朽マンション建て替え、再開発も進んでいます。岸部駅北開発地域には大規模マンションが建設中です。マンションを中心とした建物（ハード）居住者（ソフト）を対象とした住宅政策は、安心安全、環境、コミュニティ、子育て、福祉・健康などに関わる吹田市政の重要な課題だと思いますが、ほとんど記載がありません。住宅政策に関する個別計画も不十分です。吹田市だからこそその住宅政策、市営住宅の運営管理だけでなく、過半数の市民が居住しているマンション等に関する住宅政策（ハード・ソフト）についても総合計画にしっかりと位置付けてくださるようよろしくお願いします。</p>
133			<p>施策6-1-4 みどりのトラスト制度の構築（追加）  市民から寄付を募り、現在残っている里山や生産緑地を買い取り次世代へ豊かな緑を引き継ぐ。</p> <p>施策6-1-5 雨庭の推進（追加）  ・「雨庭」とは、屋根や駐車場、庭などに降った雨を一時的に集め、地面にゆっくり浸透させる「雨水浸透型の緑地」のことで、下水道負荷の低減、ヒートアイランドの防止に役立つ。アメリカやヨーロッパで進んでいる豪雨対策。  （吹田の郷 第108号2016年12月 参照）</p>

No.	分類	項目	御意見
134	基本計画	6-1 【都市空間】	<p>政策1 みどり豊かで安全・快適に暮らし続けられるまちづくり  目標：  <u>高度経済成長期の千里ニュータウンの建設・日本万国博覧会の開催、土地区画整理事業などの計画的なまちづくりでは、市内のみどりはある程度確保されてきた。</u>  <u>ところが、近年の住宅団地の建て替え、企業用地の土地利用転換等の結果、みどりは急速に減少している。</u></p> <p><u>これまで、吹田のみどりは、主に地主と農業・林業等に従事する方々によって、生産緑地として、維持されてきたともいえよう。</u>  <u>ところが近年はその方々の高齢化に伴い、土地の維持管理が難しくなっている。</u>  解決策の1つとして本市では、<u>地主から市を通して借りた農地を市民が共同で運営する「春日農園」が設置されたことがあった。</u>  <u>地主・市民から期待されたが、人間関係の面から失敗した。</u></p> <p><u>みどりの確保と都市型農業の継続・地産地消の面から、市がもう少し関与し、NPO等による運営により、復活させる事が望ましい。</u>  <u>五里山の果樹園等も同様な方式が可能。</u></p> <p><u>(千里緑地、春日等の)里山を復活させ(竹を減らし、落葉広葉樹を増やす)、市民がいつでも自然と触れ合えるようにする。</u></p>
135			<p>高齢者にとって、都市形成の景観形成というのはいいことだが、維持が困難な場合もある。随時、レベルを見直すべき。</p>
136			<p>コンパクトシティ（立地適正化計画）の説明会を、メイシアターで聞いたが、その計画との整合性はどのようになっているか。</p>
137			<p>基本構想（素案）の4ページ、及び市民説明会配布PPT資料の37ページで交通の利便性が特徴として書かれているのはその通りであると思う。  しかしこのあたりに住んでいる者としては、例えば、旧市街から万博へ行こうと思ったら、移動手段がない。JRで茨木に行って、バスに乗り換えないといけない。吹田市のサッカースタジアムができたが、行きにくいので行ったことが無い。</p>
138			6-2 【都市基盤】
139		<p>この通りであるが、実際問題として、吹田旧市内から万博又その周辺の市立サッカー場、エキスポシティに行こうと思っても交通アクセスが悪い。つまり、JR茨木駅に行ってバスに乗り継がなければならない。又、阪急相川（大阪市）から南茨木（茨木市）、乗換、モノレールで万博駅。せめて、JR吹田、岸辺、千里丘の駅からバスで輸送するべきであります。これは1970年の万博の時に、吹田市は茨木市に負けたことになる。茨木には「万博道路」が存在する。</p>	

No.	分類	項目	御意見
140	基本計画	6-2 【都市基盤】	交通の利便性が悪い。 ・亥の子谷コミュニティセンター、メイシアターにすいすいバスで行けるようにしてほしい。 ・すいすいバスの便数を割いて2倍にしてもらえないか。 (皆様のご意見のとおり、このあたりは吹田市に見棄てられているように感じます)
141			都市計画道路の長期的、中期的、短期の計画を市民に周知させていただきたい(市報等)。マンションの建設許可のスピードと道路行政の遅延のギャップがあると思う。千里山～佐井寺～南千里の道路計画を示していただきたい。
142			「6-2-2 交通環境の整備」にバスの利便性の改善がありません。もう諦めたのですか。 吹田市のはずれに市民病院をつくります。市民病院を核にするバスネットは必要です。 指標化に「市内のバス利用者数」、「定期券利用者数」、「切符・プリペイド利用者数」を追加します。阪急バスとすいすいバス別に指標化します。
143			6-2-2 交通環境の整備 「大阪市営地下鉄今里筋線の万博、阪大病院前までの延伸と府道十三高槻線と阪急京都線の立体交差の推進」を追加すべきです。
144			・昭和15年の合併時に都市計画区域に入っていなかった部分の不適合建築物、既存不適合をどうするのか。 ・吹田市は大阪市の都市計画に入っていたが、服部緑地は大阪市の都市計画に入っていて、矛盾している。また、豊中市・茨木市との境界が曖昧である。豊中市の池が決壊して吹田市に洪水が起こったり、豊中市側の落ち葉が全て吹田市側に落ちてきたり、吹田市民が困っていることに留意していただきたい。 ・弘済院は大阪市のものだが、吹田市が物を言って何とかできないか。吹田市民は全然通れなくなる。
145			千里山の交通空白地域対策も、住民参加の計画づくりを進める組織をつくってもらえれば、すぐにできることではないか。
146			ここに住んで約30年、生活道路の整備が出来ていない様に思います。特に千里丘上19～21の細い道路、千里丘中19～21の細い道路はひどい状態になっています。千里丘中20の山側では、開発業者が家を80軒建てると言っておりますが、山側の道路は割れております。千里ニュータウンの方では、高齢者のスポーツ用具も外に整備されているようですが、千里丘では何もありません。千里丘に30年近く住んでいながら、何か違うなと感じています。

No.	分類	項目	御意見	
147	基本計画	6-2 【都市基盤】	千里丘に住んで約30年になる。 生活道路が舗装されていないと感じる。 気持ちよく暮らしていくには、道路は大事である。 地図を持参したので、これ持ち帰って市の担当へ伝えてほしい。 私の家の裏で開発が始まっていて、山のふもとまで家が建棟としている。 開発業者が担当することなのか、市の道路なのか、わからないが、その近くの道路は割れていて、地震がきたらどうなるのかと心配である。 千里ニュータウンの方は、高齢者の運動施設等がたくさんできているようである。 千里丘は最近やっと図書館ができたものの、手抜きをされているような気がしてならない。	
148			この資料の中で、交通については発達していると言われているが、千里丘地区は市役所やメイシアターに行くには、不便が多い。 吹田市は北部には力を入れているが、千里丘は道路の問題がある。 所管が道路なのか都市計画なのかはわからないが、しっかりと行政経営部の大綱に基づいていかないと、絵に描いた餅になる。しっかりと連携してもらいたい。	
149			目標 市街の公共交通充実による、市民の市街地間移動の円滑化。 観光地間公共交通の充実による、観光リピータの大幅増加。 ●マイカー大幅減少により、良環境創造の先進事例となる。 1) 人口が減少しても、公共交通の充実等、増加する交通弱者対策が充実する。 ・阪急千里線・JR京都線との間に、阪急吹田・JR吹田と万博記念公園間を結ぶ新交通システムを通し、万博記念公園への主幹線、市南部の東西幹線とする。 ・大阪モノレール・JR京都線との間に、桃山台と岸辺間を結ぶ新交通システムを通し、吹田市の東西幹線とする。  2) 交通ネットワークの充実により、観光都市のリピータが大幅増加する。 a. 北大阪急行を千里中央南から万博記念公園駅まで延伸させ、新大阪駅や大阪市内から直結し、エキスポシティを繁盛させる。 b. 新観光拠点の開発とそれらをつなぐ交通ネットワークを充実させる。 ・名神高速道路側道または名神の上に、カバーを被せた新交通システムを走らせ、吹田の東西南北を最も短時間で結ぶ幹線交通・観光路線とする。	
150			7-1 【地域経済】	7-1-3 よき企業市民の育成 (追加) 高いCSR (corporate social responsibility) をもつ企業の育成、企業活動を通じてSDGsの目標に向かって取り組む企業の育成。反社会的企業活動の排除。(吹田市で事業を営む企業は、よき企業市民であってほしいものです。特に開発業者などは)
151				大きいスーパーの出店により、ニュータウンの近隣センターが衰退し、荒れているので、何とかしていただきたい。
152		7-2 【文化・スポーツ】	今、メイシアターが閉鎖されているが、それに替わる(その期間)建物をつくる準備はあるのか?	

No.	分類	項目	御意見
153	基本計画	7-2 【文化・スポーツ】	吹田を魅力ある街にし、人口が集まる街づくりのため、音楽堂なんかつくる予定はないのか？
154			「多文化共生」が総合計画の中に入っていないことに危惧を覚えている。海外からきている学生も多い。そういった方への項目は入らないのか。
155			大綱1の「人権」には多文化共生の視点は入らないのか。
156			政策2 文化・スポーツに親しめるまちづくり 目標 垂水遺跡の高地性集落の復元と国民公園化。 垂水遺跡・千三地区を含む地域の自治特区化。 ●垂水遺跡は弥生時代中後期の瀬戸内海地区特有の高地性集落の東端にあり、瀬戸内海、大阪湾、河内湾、近つ明日、淀川を望める戦略拠点で、神武東征の終着点であるとともに、その後の日本の国づくり構想が練られた拠点とも考えられる。 芦屋市の会下山遺跡のように、高地性集落を復元させ、日本のいにしえを振り返ろう。 千三地区では千里山開発以来、地域住民によるみどりの保全活動が今も盛んである。吹田では唯一のお屋敷街もある。 雨水活用の垂水の滝復活による地ビール発売も考えられる。 域内交通兼観光客移動用の新交通システム（電気自動車等）を 千里山→千里山博物館→五里山→関大前→垂水遺跡復元高地性集落→津波避難地→いなな笹道→垂水神社→豊津 と走らせることも可能と考えられる。
157			観光ある街づくりをする為、観光客を呼び寄せる計画として、大きなホテルをつくる予定はないのか？等々具体的な考えを聞きたい。
158			7-3 【魅力発信】 ■吹田市のイメージ 在住者は住みやすいと思う人が多くてよい。近畿圏外からは、あまりはっきりとしたイメージがないことがみられる。大阪万博の地であることは、若年層には知られていない。今春、大阪駅のホームで新人研修の社員とみられるグループが「スイタ」ってどこにあるのかな、「オオサカ」の近くかな、と知っているのを耳にした。
159			8-1 【行政経営】 実施においては、高額な工事等が予想されるが、特に「財政の健全」を重要視してほしい。（契約等で不正が行なわれない様に厳しくチェックする必要があります）
160			あまり新しい視点よりの検討がなかった。①高度情報化社会 ②就労構造の変化（非正規に顕著）ぐらいが、目新しいかもしれないが、吹田市の窓口に行けば、再任用者やアルバイトばかりが目立つ。若い職員をもっと採用し、育てる行政もやるべし。安上がりの高齢者では、行政のポテンシャルは下がるよ。

No.	分類	項目	御意見
161	基本計画	8-1 【行政経営】	大切な市民の財産である公共施設は簡単に身売りせず、もっと市民自身で活用できるものにしては。特に公民館に対して発想を転換していく必要あり。公民館は行政の出張所として活用することが大切。市庁舎はもっと地域に出てきてほしい。縦線の行政でなく、トータルな地域施策を出して欲しい。
162			日本の国の税収が落ち込み、地方への交付税が減ると考えられる。吹田市では一人あたりの市の借金がどうなっているのか。先々の20年、30年を踏まえて計画を出す必要があるのではないか。我々の子や孫が多くの借金を抱えずに、できるようにする必要があるのでないか。
163			「8-1-4 人材育成と組織の活性化」に正職員増加が必要です。コストとの兼ね合いは承知の上で、指標化に「正職員割合」を追加します。
164			行政職員にも専門性がないと、よい行政計画はつくれない。職員がもっと勉強して市民の信託に応えられるような行政組織をつくるということも、どこかに入っているとよい。
165			吹田市の就労構造について、非正規職員がすごく多い。吹田市の窓口に行くと、再任用の高齢者ばかりである。市役所自体が、簡単に使えて安い人ばかり使っている。アルバイト、再任用、国家公務員が吹田市窓口にたくさん来ているのは見直すべきであると思う。高齢者が仕事をすることは良いことであるが、若者の失業率が高い。若者の貧困率が高く、子育てが重荷になる。不安な社会を作り出している。吹田市の窓口から、行政として、若い職員を採用して育てるべきということ、一行でも良いから書いてほしい。
166			行政経営部から、このような説明を頂くことは良い機会である。市を引っ張っていくことが行政経営部の重要な任務であり、立派にされていると思う。職員なのか理事なのかかわからないが、市の中に、条例や規則を理解していないでたらめなものがあることは問題である。
167			第3次総合計画では地域別計画があったが、今回は南北だけで、千里丘がどうなのかわからない。地域政策はいると思う。人口の増減について、どこの地域で伸びているのか、なぜ伸びているのかきちんと分析してもらわないとわからない。地域ごとに人口や児童がどう増えているのか、目に見えるようにしてほしい。政策について説明してもらったが、我々は地域ごとの細かいことを知りたい。
168			第3期には地域ブロック別の計画があったが、今回はカットされている。どのようにお考えか。



No.	分類	項目	御意見
169	基本計画	その他	地域ブロック別計画に対する深めと検討を吹田の地域を南北に大別して、今までの6ブロックに限定せずに地域別方向性を打ち出すとのことですが、6ブロックまたは、それに近い形でのコミュニティーセンター、高齢者・障害者の包括支援センターの位置づけを明確にしていくことを検討願います。
170			第3次の反省に数字が一つもない。評価するための第三者評価委員会のようなものを設置することを提案したい。年次ごとにチェックして報告してほしい。詳しくは個別で、と言われるが、大綱として何を、とすることを示す。第4次に指標を示しているのは評価できる。そうしないと七夕の短冊に示した願い事に過ぎなくなる。
171			総合計画（素案）説明会、2回目ですが、大変な作業と思います。工程としてはPDCAのC、A部分の実績と評価（反省）が重要であり、評価報告の機会もあれば、目標とする市民参加も可能になると思います。
172	その他	その他	市民自治について、最終的な主権は市民にあるということで良いのか。総合計画は市民にとって市への信託の根拠になるもの、という理解で良いか。
173			計画が行政の言葉で話していて、もっと市民に分かりやすい言葉で説明しないと、これは市長の公約という捉え方で良いか。私はそういう理解で聞いていた。タウンミーティングの時はまだわかりやすい言葉で話しておられた。品格のある街を作る、という言い方をされていた。
174			市長が変わった時に、ごみ袋の無償配布が無くなったように政策の大変換が起こる。改めると言っていた現市長もそれには取り組まない。現市長が当選直後の声明で普通の行政に戻すとおっしゃった割には、福祉の行政が回復していない。
175			総合計画が最上位？市長が変われば、行政のあり方が大きく変わるのでは？
176			市長との懇談会には、ヒントがあると思うので、選択して反映してほしい。
177			メイシアターの入札が何回か不調になった。こういうことが続くと、予算つけてもうまくいかない。メイシアターの入札不調の原因をどう考えているのか。
178			吹田市手話言語条例の制定を吹田市に求めています。他にもいろいろありますが、制定後の市民への手話普及の成果が出るような計画を入れてほしいと思います。

No.	分類	項目	御意見
179	その他		私は、現在手話の勉強をしています。無料で講習会をひらいていただいているのは本当に有難いと思います。唯、「手話言語条例」が他市で通ってきているのに吹田市は未だ・・・というのがとても残念です。よろしくをお願いします。
180			吹田市としての全体の民主的な姿勢を一部の議員の発言、執拗な発言とのことですが、市の職員が議員に言われたらしかたがないと、一部の意見がすべてであるかのような市の職員の市民に対する姿勢は、安倍首相の忖度のような感じがして、決して民主的なまちづくりにはならないと思われませんが、根本的な解決を。特に教育のあり方に対する個人攻撃。戦争批判に対する謝った意見等。
181			基本構想と基本計画は議決を経るという話があったが、実施計画はどこが策定するのか。
182			ワークショップが実施されたが、それがどのように各部課の計画に活かされたのか聞かせてほしい。
183			今後、第4次総合計画を検討するまでのバックデータも市民に見えるように資料を示してほしい。
184			成果と課題の説明がありましたが、課題改善のため、何をやるかよくわからないので、具体的な改善案を示したらわかりやすくなると思います。
185			3次総計の反省に数値が1つもなく、文章の羅列である。第三者の評価委員会or監査法人の評価を公表すべき。
186			第3次総合計画をどのように評価されたのか。 私は80年代前半に千里丘に来て、30年になる。80年代前半は各会社の厚生施設があり、緑があった。 2000年初め、住友銀行、三菱銀行、富士銀行、毎日放送など、街づくりは一変した。 第3次総合計画はどのようなことを描いていたのか。どう総括するのか。 企業は企業の論理で動く。市は無力なのか。
187			市民説明会配付の資料3「第三次総合計画のまとめ」について ①成果と課題欄には数値の記載が皆無で、成果が挙げたのか判断できない。 ②成果と課題も実施事項の羅列で終わり、それが効果に繋がったのかが判断できない。 ③実施内容についても機会提供・取組・拡充・推進・強化等の言葉で誤魔化している。 ④①～③の書き方を見ると「三総計の評価・反省」と云うよりも、客観的な評価を妨害しようとする悪意すら感じられる。 ⑤詰まる所、PDCAサイクルが全く機能していない様である。
188			第3次の総計で審議会の委員をしていた。第3次でも計画には掲載していないが、目標値を出している。そこでの数字を出して説明をいただきたい。第3次を検証して新しい計画を作る、というのが基本だと思う。

No.	分類	項目	御意見
189	その他		<p>①策定義務はないと云っているが他市のものはどうなっているか？みたい。</p> <p>②これは市長の「公約（マニフェスト）」だと考えられるが如何か？又「都市計画」と考えられるが如何か？</p> <p>③もう少し市民に分かりやすいもの出来ないか？次世代の子供にも分かるようなもの出来ないか？</p> <p>④これが5年10年先の吹田の将来像といえますか？仲々理解できません。信託、信頼という言葉は簡単に使うべきでない。</p>
190			<p>計画は策定義務はないということだが、吹田市は作ろうとしている、ということか。</p> <p>他の市のは作っているのか。</p>
191			<p>素案に対する意見から、少し具体的な質問で恐縮ですが、都市整備計画の一環として個別計画としてJR千里丘駅西口の再開発計画はあるのでしょうか。西口は摂津市ではあるが、利用者のほとんどが吹田在住者だという点から、吹田市としてどう関わっているのでしょうか。（財政面の制約もあるのはわかりますが）是非、西口再開発を早期に実現していただきたい。</p> <p>※再開発計画は吹田市としては直接、計上できないかもしれませんが、間接的に摂津市への支援・応援などの計画はあるのでしょうか？（摂津市との共同プロジェクトとならないのでしょうか？）</p>
192			<p>総合計画を考える中に、職員の方の熱意が感じられない。「協働」が大切なのであれば、職員と市民が互いに同じ目的をもって、市の案に「ご指摘する」という対応ではなく、共に話し合いをする所から、熱意を市民に見せてほしい。</p>
193			<p>働いている世代の「生の声」をすいあげていく必要があると感じますが、市民ワークショップの参加経験も含めた感想ですが、ご高齢の方が多い様に思います。現役世代をどうまきこんでいくか、工夫をお願いしたいと思います。</p>
194			<p>今回、市民意見を聞く必要性を感じたのであれば、市民の方々が、それに対応できるような環境整備が必要だと感じた。庁内組織で考えるのにも多大な期間をかけていて、市民には1ヶ月というのであれば、周知期間が明らかに不足だと感じた。提出された市民のご意見は必ず尊重し、どのように反映するか等は、公開されている審議会や議会に報告するようにお願いします。（個別HP公開がベストだと思いますが）</p>
195	<p>思っていた内容とは違っていたので・・・。</p> <p>こんな多い資料を来た日に時間内で説明を聞いて、質問・意見とは無謀なのは。これは役所の一方的、自己満足ではありませんか？</p> <p>はじめて参加した者にはついていけず、とまどっています。今回は国循の跡地、北千里小のあとをどうするのか、という細かい話まで聞きたかったです。以前、電話で「これだけ会場が広がっていますが、話す中身は同じなんですか」と聞いたんです。「すべて一緒の内容です」というお返事だったので・・・。そこをもう少し深く考えればよかったです。細かい、その地域その地域で問題になっていることも説明会を開いてほしいものです。連合自治会長、自治会長だけへの話は無意味です。これは住民全体に関わることなので。</p>		

No.	分類	項目	御意見
196	その他		第6回も市民説明会開催、お疲れ様でした。折角こうした説明会ですが、参加者が少なく残念でした。6回の開催実践として残すのではなく、ここで出た意見や8月14日までの意見募集での市民の声をしっかり受け止めて頂きたいと思います。
197			内容が広範囲にわたり、14日の締切までに意見を提出することは大変だが、その後どうするのか。
198			堺屋太一著 10年後の日本を「団塊の世代の後」として書かれている。大変具体性をもって将来像が書かれている。特に現在の30代40代と65歳以上の高齢者の10年後の像が、明確ではないにしても、市の将来計画の参考になるのではと考える。
199			ハード面とソフト面からの総計の中で、ソフト面での考察が内部検討に終わっているのか。
200			説明会の広報もそうですが、事業に対する実績でなく、評価を大切に。
201			市民の参画が大事だと思うが、その一つの試みとして、パブリックコメントは年間何件やっていて、どのくらいの数が寄せられているか。
202			何回か説明会にも寄せていただいている。4回目の総計に着手されているということだが、大阪都市圏の中の吹田市という位置づけの視点がないのではないかと。地域の中心になっている大阪市が大きく伸びただけなのではないか。膨大なコストをかけてあまり意味のないものを作っているのではないかと。
203			高邁な理想や目標を示していただいているが、地元で保育園の設置が予定され、説明会に行くと、市は来ておらず、業者と住民だけの話し合いになる。どうして市は来ないのかと率直に思う。
204			保育所や学童保育をはじめとして、民間運営が非常に重視されているが、吹田市の責任のもとで実施すべきものもある。吹田市が直接実施するものと、民間に委託するものをどのような方針で分けているかをお聞かせいただきたい。
205			2025年問題について、ご説明いただきたい。
206			地方自治法の改正の趣旨を教えてください。

## ※資料10-1 NO.7 関連資料

## 吹田市第4次総合計画 基本構想（素案） 基本計画（素案）に対する意見書

## はじめに

本稿は、「吹田市第4次総合計画 基本構想（素案） 基本計画（素案）に対する意見書」として書かれたものである。全体としては、吹田市において「総合計画」とはどうあるべきか、という問題について、「市民自治」という観点から意見を述べることにその趣旨となるだろう。とはいえ、本意見書は計画の内容、具体的には基本構想（素案）において示された施策の大綱や、あるいはまた基本計画（素案）に記された各施策について——少なくとも、それらの記述を通じ表現されようとしている内容について——批判し、異議をのべることを目的としたものではない。そうした内容がどのように記述され、市民に示されるべきかを明らかにすることが筆者の意図である。

結論から言えば、吹田市の総合計画は「市民自治」という観点から書かれるべきであり、またこのことは他ならぬ吹田市自身のロジックにより結論される。このように筆者は考えている。このことを示した上で、上記観点を明示的な導入がなされるべきことを本稿は筆者の意見として主張したい。従って、「市民自治」なる観点の内実と、その導入に関する検討が主要な論点となるだろう。

予め、本稿の構成を示しておこう。筆者はまず、①「総合計画」に関する現在の基本的な状況を概観し、総合計画を一般的に定義することの難しさを示すとともに、他方で総合計画という枠組みの設定そのものに各自治体の自由裁量が広く認められていることを確認することで、計画策定における吹田市の主体性が強く発揮されるべきことを論じる。その上で、②吹田市の主体性なるものが「市民自治」という標語の下で既に示されていることを示し、加えてこの「市民自治」なる概念の内実を明らかにする。また、この概念が現代的な「総合計画」作成上の理念としても望ましいと考えられる根拠を提示し、「吹田市の総合計画」が市民自治という観点から書かれるべきことを主張する。その後、③「市民自治」という観点を如何に「総合計画」に盛り込んで行くべきか、という点について「エクリチュール écriture」なる概念を参照しながら提案を行う。また上記の他、④「総合計画」の記述のみではなく、策定のプロセスについても同様に「市民自治」の観点から見解を述べるつもりである。なおこの構成は、以下、概ね本意見書の各節に対応するものともなっている。

## 1. 「総合計画」に関する概況

「総合計画」とは何か、という問いに一意的な回答を与えることは難しい。そしてそれは「基本構想」、「基本計画」についても同様である。本意見書は「吹田市第4次総合計画」の基本構想（素案）と基本計画（素案）について筆者の見解を述べ、その上で幾つかの提案を試みるものであるが、しかし、主題となる総合計画に関する明確な定義が困難である以上、まずは若干の準備作業が必要なものと思われる。共有される議論の土台がない限り、意見を伝える、という行為はおよそ不可能だと考えられるからである——筆者の見解をよりよく

伝えるためにも、総合計画に関する本意見書の視座をまずは示しておくことにしよう。

周知の通り、制度上の起源について言えば、現行の総合計画は——ここでは、吹田市以外の自治体により策定されるものも含めた、一般的なものとして理解されたい——1969年の地方自治法改正に端を発するものと見ることができよう。「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」(第2条第4項。現在は削除)として、「基本構想」の策定と議会での議決が各市町村に義務付けられたのである。総合計画<sup>1</sup>とはこの基本構想を基底的部分として含むものであり、「自治体の各種政策・行政分野を総て合わせて含んだ、自治体の政策・事業の全般に関して、複数年度に跨って決定した一覽文書であり、市区町村の場合には地方自治法(二条四項、二〇一〇年三月現在)に定められていた「基本構想」を含んだもの<sup>2</sup>」などとして理解されてきた。この策定義務は後に廃止されることとなったが、「総合計画」は変わらず多くの自治体で作成され続けており、またその内容も、平均として見る限りさほどドラステックな変化を受けてはいないと言することができる。

こうした事情から読み取られるべきは、ごく一般的に用いられる「総合計画」という語が、実際には法制上の定義を持つ用語ではない(あるいは、なかった)という事実である。策定の義務が課されたのは「基本構想」のみであって——加えて言えば、この「基本構想」自体にもこれといった標準はない——これを含む各自自治体における包括的な、そしてしばしば最上位とされる計画が慣例により「総合計画」と呼ばれているに過ぎない。故に、具体的な形式や記載事項についての統一的・標準的な見解もまた存在しないのである<sup>3</sup>。「総合計画」

<sup>1</sup> 但し、本文中にも述べる通り「総合計画」という名称は慣例的なものであり、類似の計画が他の呼称を持つケースも散見される。「長期計画」(習志野市)、「長期総合計画」(和歌山市)、「総合振興計画」(さいたま市)、「長期振興計画」(軽井沢町)などがその具体例である。本意見書では、これら同種計画を含めた一般的な名称として「総合計画」を用いることをここで断っておきたい。なお、上記の例はいずれも「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造(本意見書註3を参照)からなるものであり、従ってフォーマット上も多数の「総合計画」と一致するものであるが、三層構造を取らない少数のものを含めて本意見書では「総合計画」と呼称している。

<sup>2</sup> 金井利之『実践自治体行政学 自治基本条例・総合計画・行政改革・行政評価』、第一法規、2010年、45頁。

こうした「総合計画」の確定的意味の不在は、他にも「自治体の行政部門全般にわたる政策等を包括的・統合的・横断的に捉える計画を総合計画と呼ぶ」(大杉覚「日本の自治体計画」『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No.15』財団法人 自治体国際化協会(CLAIR)、政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター(COSLOG)、2010年2月、6頁)、「基本構想の下に基本計画、実施計画が策定され、この全体が総合計画と呼ばれていることが多い」(東京市町村自治調査会『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』、2013年、2頁)等の記述にも伺われる。

<sup>3</sup> とはいえ、「総合計画」の構成には「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」という事実上の標準が存在することも確かである。藤井(2015)によれば、76.4%の市町村が上記の三層構造を採用しており、計画期間としては「基本構想—10年、基本計画—5年、実施計画—3年」という形式が最も一般的であるという。また内用面では「基本構想：地域の方向性(ビジョン)、組織の方向性(ビジョン)、基本計画：中期的な組織の方向性(戦略)、組織の役割(ミッション)、実施計画：短期的な事業の方向性(目的)、短期的な部局・課の方向性(目標)」という位置づけが、

とは何か、という問いに答えることの困難もここに起因するものと言ってよいだろう。

とはいえこうした事情は、必ずしも否定的な意味合いだけを持つものではない。殊に、2011年の地方自治法改正による第2条第4項の削除、即ち上に触れた基本構想の策定義務の撤廃を如何なる文脈上で読み取るべきかを理解するならば、その肯定的側面が明らかとなる。その内実を確認してみよう。

上述の法改正による策定義務の廃止は、より詳細には「①策定要件（市町村に基本構想の策定を義務づけること）」を始め「②手続要件（基本構想の策定は、議会の議決を経ること）」の他、「③内容要件（基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営に資すること）」や「④実行要件（自治体経営は、基本構想に即して行われるべきこと）」の4つに渡る規定が廃止されたものと分解可能なものとされる<sup>4</sup>。その要点を一言に纏めるなら、次のように言うことができるだろう——この法改正以降、基本構想を含んだ「総合計画」とはそもそも策定するか否か、議会にて議決されるべきか否かのみでなく、策定された場合の行政活動における位置づけまでを含めて一切の国法上の規定を失い、地方の自治体の手に委ねられたということである。

このことは「総合計画」は最早不要のものとなった、という評価の現れなのであろうか。当然ながら——義務の撤廃後も大多数の自治体が総合計画の策定を変わらず実施していることを鑑みても、これは自明と言ってよかるう——そうではない。上記の法改正が、内閣府の地方分権改革推進委員会（2007年4月—2010年3月）「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役の国づくり—」（2007年5月）を発端とすることが、ここでは思い出されねばならない。即ち、「総合計画」の位置づけに関するこの変化は、国と地方の関係の変化というより高次の文脈において理解されねばならないのである。

上記の「考え方」では基本原則として「基礎自治体優先」、「明快、簡素・効率」、「自由と

---

最も一般的であるとされている。但し、その根拠となる日本生産性本部『地方自治体における総合計画の実態に関するアンケート調査』結果報告書』（2012）は、基本構想の策定義務が撤廃されることを受けての実態把握を主眼としていること、また藤井（2015）の記述とは異なり全国の都道府県及び市区町を対象とし、村を対象としていないこと等は注意が必要であろう。

なお、こうした総合計画の実態調査において最新のものは、管見の限り三菱UFJリサーチ&コンサルティング『平成28年度自治体経営改革に関する実態調査報告』であり、こちらは全国の都道府県及び市、東京都特別区を対象とするものである。その報告によれば上記の三層構造は75.6%の団体に採用されており、基本構想の策定義務撤廃を経ても総合計画の構成そのものには大きな変化がなかったことが伺われる。但し、同報告書は法改正に伴って計画校正、期間などの多様化が進んでいることを合せて指摘しており、三層構造の維持という外形を維持しながらも各自治体独自における内容の変化が始まっていることに注目を促している。吹田市も「自治基本条例」第25条において「基本構想—基本計画—実施計画」の三層構造からなる総合計画の策定を定めているが、その内実については議論の余地があると言えよう。

いずれにせよ、「総合計画」に関してはこうした事実上の標準を上回る、規則としての標準形が存在しないことには変わりがない。しかしながら、この事実は総合計画を策定する各自治体の独自性が発揮される余地が大きいことを意味しており、多様な自治体の現状に応じた総合計画を可能にするという点ではむしろ肯定的に評価されるべきものでもあろう。続けて述べる通り、本意見書はこの側面を重要視して「吹田市の総合計画」を模索する趣旨で書かれている。

<sup>4</sup> 東京市町村自治調査会、前掲書、15頁。

責任、自立と連帯」、「受益と負担の明確化」、「透明性の向上と住民本位」が挙げられており、また「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」に属する項目には「個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し」に加え「地方自治体が処理する事務について、企画立案から管理執行に至るまで地方自治体が責任を持つことができるように見直し」等が含まれていた<sup>5</sup>。この流れを踏まえ、同委員会の第一次勧告では国による地方自治体への義務付け・枠付けを許容する判断基準を設けるとともに、これに該当しない場合には廃止・縮減する方針が採られることになる<sup>6</sup>。

その後、第二次勧告では地方自治法第2条第4項が上記判断基準に該当しないと判断が示され<sup>7</sup>、第三次勧告で規定そのものの廃止、又は努力・配慮義務に係る規定とする旨が記されるに至った<sup>8</sup>。既に述べた同項の廃止は、こうした取り組みの結果であり、それ故に第2次地方分権改革と呼ばれるプロセスを抜きにして「総合計画」に関わる制度変更を理解することはできないのである。

上の経過を踏まえるなら、基本構想の策定に関する義務の廃止は決して総合計画の意義を否定するものでないことが分かる。むしろ事情は逆であり、地方分権を進める改革の中で、各自治体にはより自主的かつ主体的な計画策定を実践する段階へのステップアップが期待されていると言わねばならないだろう。各々の自治体はその形式は勿論、行政活動における位置づけ、さらにはそこに記されるべき内容までを含めて自身の意思に基づき決定し、また自身の責任において策定する——こと現在において、「総合計画」はそのように理解されるべきものなのである。

従って、「総合計画」とは何か、という問いもまた、今となってはややナンセンスなものとなるだろう。少なくとも、参照すべき一般的な基準が、予め用意される類のものでないことは明らかである。こう言ってよければ、その基準すらも計画を策定する自治体自身が、自己規定的に導き出すべき時代を我々は迎えている。故に、吹田市もまた「総合計画」とは何か

<sup>5</sup> 地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての考え方 — 地方が主役の国づくり —」、2007年5月30日、4頁。

<sup>6</sup> 地方分権改革推進委員会「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」、2008年5月28日、36-37頁。なお、該当する箇所の文面は以下の通り。

「当委員会は、これに加えて、第2次勧告に向けて上記の見直し作業を進め、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けを存置することを許容する場合のメルクマールを明らかにするとともに、それに基づいて現行法令における義務付け・枠付けを横断的に見直して整理方策を勧告する。それにより、義務付け・枠付けを廃止・縮減するか、仮に存置するとした場合でも、その全部・一部についての条例への委任又は条例による補正を許容（地方自治体による法令の「上書き」の確保）するなどの方法を求めていくこととなる。」

<sup>7</sup> 地方分権改革推進委員会「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」、2008年12月8日、別紙1「義務付け・枠付け条項、及びそのメルクマール該当・非該当の判断」、「分野2地方自治」、1頁。

<sup>8</sup> 地方分権改革推進委員会「第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現～」、2009年10月7日、12-14頁。

なお、こうした地方自治法の改正に関する経過について、本意見書は東京市町村自治調査会による前掲書16頁を参照している。



という問いに対し、吹田市独自の回答を提示する責務を担っており、それは自治権の拡大とセットになったものである。このように言わねばなるまい。そして勿論、これは単に吹田市が新たな責任を負う、というだけの話ではなく、市の独自性と主体性を発揮する契機として新たな「総合計画」は大いに活用されうる、というチャンスを表してもいるのである。

だとすれば、吹田市における「総合計画」とは如何なるものなのか。あるいは、如何なるものとなるべきなのか。本意見書はここまでに見た総合計画の概況を踏まえて、「吹田市の総合計画」の在り方を以下に考察していくことにしたい。既に明らかになったことと思うが、こうした作業の重要性は今やかつてなく高まっていると言わねばならない。来るべき地方分権の時代に対する市の姿勢が、この計画には否応なく映し込まれているのである<sup>9</sup>。

## 2. 理念としての「市民自治」

今、吹田市は自らの意思により「総合計画」を策定しようとしている。前節に見た通り、このことは徹頭徹尾、吹田市の意思のみによるものと強調される必要があるだろう。勿論、何の計画もなく市政が進められることなどおよそ現実的でないことを鑑みれば、この点を殊更に重要視する意義は薄いとも考えられるかも知れない——しかし筆者としては「市の最上位計画」<sup>10</sup>である総合計画が、法の規定にも、また国の指導にもよることなく吹田市の自発性に基づき策定されることを重く見たい。市のあるべき姿、そして未来に向けた展望を市自身の責任の下で定めることは現代的な「地方自治」実現に向けての確実な一歩であり、今はまだ象徴的なそれに過ぎないとしても、やはり大きな意味を有するに違いない。

では、改めて問うてみよう。吹田市における総合計画とは、如何なる位置づけを持つのか——もう少し重ねて言えば、当の吹田市自身は総合計画を如何に位置づけているのか。この問いに対しては、上述の通り「市の最上位計画」であると答えることができる。とはいえ、この最上位計画とは何のためにあるのだろうか？ その回答は、「市民自治による市民福祉」という理念にこそあると筆者は考えている。このことは、吹田市自身が「本市の市民自治の

<sup>9</sup> この点からすれば、現行の「第4次吹田市総合計画」基本構想（素案）基本計画（素案）のいずれにも中核市への移行に関する記載がないことは不自然であるばかりか、不適切な事態ですらあると言うべきであろう。市の根幹に関わる事柄であるのみでなく、中核市移行と総合計画の策定は同じ地方分権の枠組みで捉えられるべきものである。地方自治に関する吹田市の態度表明の一環として、これら二つの要素は関連づけられねばならないものと思われる。

吹田市 HP によれば、遅くとも 2016 年度には中核市移行への取組が具体化されていたことが明示されている。こうした取組を紹介した上で、総合計画にも移行に関する項目を盛り込むべきではないだろうか。

参考 URL [http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gyoseikeiei/kikakuzaisei/\\_69279.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gyoseikeiei/kikakuzaisei/_69279.html)。及び当該ページからの諸リンク（2017 年 8 月 13 日最終アクセス）。

<sup>10</sup> 「吹田市自治基本条例」第 25 条・第 1 項。なお『吹田市自治基本条例 解説書』に明示されているように、この自治基本条例の制定そのものが第 1 次地方分権改革の文脈の中にあることが思い出されねばならない。「総合計画」に関する諸規定は第 2 次地方分権改革を受けて 2013 年の改正により設けられたものだが、吹田市の自治基本条例そのものがこれら地方分権改革の動きと不可分のものとなっている事実は強調されるべきであろう。

Cf. 『吹田市自治基本条例 解説書』、1 頁。及び同書 2 頁。

基本を定める最高規範<sup>11</sup>と定めるところの「吹田市自治基本条例」の文言からも明らかであろう。同条例前文の最終段落を参照してみたい。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

『吹田市自治基本条例解説書』によれば、この文言は「地方自治法で定められている自治体の役割である市民福祉の向上のために、市民と市が、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定する決意」を述べたものだと言われる。一見すると「市民福祉の向上」と「市民自治の確立」という二つの目標が置かれているようだが、しかしこの関係は次のように整理されるべきであろう。即ち自治体の役割である「市民福祉の向上」とは「市民自治」を通じてこそ実現されるべき事柄であり、それ故に市民自治は確立されねばならない——両者は目的と手段の関係にあり、その上で市民自治という手段の選択が宣言されているのである<sup>12</sup>。

「市民自治による市民福祉」という語は本意見書が独自に用いるものであるが、しかし、既に繰り返し述べた地方分権改革の流れを踏まえる限り、こうした「手段とセットになった目的」を提示する意義は明らかと言えよう。吹田市は——勿論、限界や例外は認められねばならないだろうが——少なくとも原則的には、市民自治という手法による市民福祉の向上こそを望む、と宣言している。市民福祉が向上されるならば手段は問わない、という態度を否定することにこそ、吹田市自治基本条例の大きな意図があると見てもよいだろう。

吹田市「総合計画」は、こうした理念の内に位置づけられる必要がある。一言にすれば、それは「市民自治による市民福祉」が実践される、その実践内容を示したものだと言明することができよう。2004年9月5日に本市にて開催された第3回自治基本条例講演会「なぜ？今自治基本条例が必要か」において、講師を務めた阿部昌樹氏（大阪市立大学大学院 法学研究科教授）は総合計画と自治基本条例との関係を「what と how」、即ち「何をするのかに関する規範」と「どのようにするかに関する規範」という区別において捉える見解を示しているが、基本的には筆者もまたこうした理解に同意するものである<sup>13</sup>。加えてこうした点を

<sup>11</sup> 同書1頁。

<sup>12</sup> この論点は、本意見書註10にも述べた「自治基本条例」に関わる文脈を参照することで一層明らかになるだろう。即ち「市民福祉の向上」は国により、いわば上から与えられるようなものでは最早ないことを前提として同条例が書かれていることを踏まえ、この文言は理解されねばならない。この目的は吹田市自身の手により達成されるべきものであり、またそのための手段として「市民自治」が宣言されている。こうした主張が読み取られるべきであろう。

<sup>13</sup> 但し阿部氏本人も述べていた通り、この区別がやや粗いものである点は認めねばならない。恐らくより厳密には、自治基本条例は「手続き」に関する規定を示したものと考えた方が分かりやすいだろう。当然ながら「総合計画」は計画である以上、「何を」だけではなく「どのように」や「いつまでに」といった内容を含むものであるから、その水準が異なるといえど what と how を備えたものである。また、総合計画の基底を成す基本構想が「行政運営の基本方針を示す」と自治基本条例に定められている以上、総合計画はそれが「市民福祉の向上」に資する限り、ある種の「理念」をも内包しうると言えよう。自治基本条例が定めているのは、こうした「総合計画」を含む市の行政活動が、全て「市民自治」という標語で表されるプロセスを経たものでなければならないという手続きであり、いわばメタ的な視点から市政のあるべき姿を規定しているの

踏まえるならば、吹田市の「自治基本条例」は自身が「総合計画」を策定する、その策定のプロセスをも規定することが認められねばならない。

さて、本題に進もう。そうしたプロセスを示した「市民自治」とは、より具体的には何を意味する語であろうか。この点が明らかにならなければ、本意見書が伝えるべき趣旨もまた不明瞭なままであろう。本市の自治基本条例解説書では、次のように説明されている。

この条例は、「市民自治」という言葉がキーワードです。

市民自治とは、市民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく住民自治と、自立した団体としての市が、国や大阪府など他の自治体と対等の立場に立ち、自律した運営を行う団体自治とで構成されるものとして、第4条の市民自治の基本理念の中で表現しています<sup>14</sup>。

先に、本意見書の見解を述べておこう。筆者はこの解説書の文言は不十分、あるいはそれ以上にミスリーディングであると考えている。「市民自治」が「住民自治」と「団体自治」により構成されという理解はともかくとして、「住民自治」とは「市民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく」こと以上に「市民こそが市の決定に関する主体である」ことにより理解されねばならず、それ故に「市民自治」もまたそうした住民自治に関する理解に基づいて把握されねばならない——このように筆者自身が考えるからであるが、しかしこれは独り筆者だけの見解ではないとも信じている。詳しく見ていくことにしよう。

上にも触れた2004年の阿部氏による講演を再び参照するなら、「団体自治」という言葉は例えば「吹田市という組織が自律して意思決定ができる」ということ、より具体的には国や大阪府の指図を受けずに「吹田市の事は吹田市が決める」ということを表す術語として説明されている<sup>15</sup>。これは吹田市の自治基本条例の記述にも合致するものであり、また辞書的な定義と比較しても一般的なものと見てよいだろう。しかし他方、「住民自治」に関する市の規定はそうではない。

ここでも、阿部氏の説明を借りてくることにしよう。「住民自治」の基本となる発想とは「吹田市の決定は吹田市民の考え方、意見を反映したものでなくてはならない」というものであって、加えて「ある範囲の団体自治がある事を前提に、団体自治を行う、つまり吹田市という団体が1つの意思を決定していく際に、踏まえるべきプロセスに関わる概念」であるとされている。また、「もっと単純に言ってしまうと、地域のことは民主的に決めましょう、というのが住民自治」であるとも言われていた<sup>16</sup>。

---

ある。「自治基本条例講演会 会議録(全文)」、10頁。なお、この会議録については吹田市HPにおいて公開されているものを参照している。参考URL <http://www.city.suita.osaka.jp/library/kobo/shiminjichi/page/011876/upload/kouenkaiH16.9.5.pdf> (2017年8月13日最終アクセス)

<sup>14</sup> 『吹田市自治基本条例解説書』、2頁。

<sup>15</sup> 「自治基本条例講演会 会議録(全文)」、2-3頁。

<sup>16</sup> 同上、3頁。なお、参照している会議録は講演内容を文字に起こした内容となっているため、

吹田市の行政上に関わる決定が、他のいかなる主体からも指図を受けない仕方、文字通り自律的な仕方では為されているとすれば、概念上、吹田市の「団体自治」は成立する。しかしその決定が、例えば首長の独断により為されているとすればどうだろうか。それは必ずしも民主的な手続きを経たものとは言えないだろう。あるいは首長の独断であれば、その当人が民主的な選挙によって選出されている限り、まだ幾らかの正当性を有しうるかも知れない——ならば、それが市役所のある部署で、担当官の一存により為されるとしたならどうか。このように、民主的な統制の及ぶところが少なくなるにつれ「住民自治」からは遠ざかっていくと言わねばならない。説明を繰り返すことになるが、「住民自治」とは「団体自治」が成立する際の、その意思決定のプロセスに関わる概念なのである。

本意見書は、既に何度か「吹田市の総合計画」という表現を用いてきた。住民自治とは、一言にするならばこの「吹田市の総合計画」という言葉が他ならぬ「吹田市民の総合計画」としての位置づけを得られるよう、民主的なプロセスを経るべきことを表した概念であると言えよう。この点で、「市民自治」という概念もまたそれが「住民自治」と「団体自治」により構成されるという限りは「住民自治に基づいた団体自治」として理解されるべきものと思われる。

吹田市による解説では、「住民自治」とは「市民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく」ことだとされていた。しかしこのことは、例えば「自分でできることは自分です」というような標語と同一視され、市民が自主的に活動して公共のサービスを担い、自治体に公共サービスを求めないこととして理解されるべきではない<sup>17</sup>。勿論、各市民には公共に資する者として——公共、という概念については後に改めて触れることにしたい——自主的な活動が求められてしかるべきであろう。しかしそれは、あくまで「市の決定に関する主体」としての活動でなければならないのである。換言すれば、「住民自治」の第一義は公共サービスの担い手になることではなく、何を公共サービスとするかも含めた決定のプロセスに住民自身が民主的主体として参入し、その意思を市政に反映していくことに存する。このように纏めることができよう。従って、「吹田市自治基本条例」が提示する「市民自治」の概念もまた、こうした「住民自治」の概念に基づき補って読まれる

---

引用に際して読みやすさの観点から表現を改めていることを断っておきたい。

<sup>17</sup> 金井は、こうした同一視を「自治体行政が、住民による問責などの民主的統制を受けないことを「住民自治」と言っている」と述べ、「全く不見識かつ不等」と語気強く批判している。その述べるところによれば、「職業公務員に住民が仕事をさせるのが、「住民自治」の基本」であり、「「自分です」とは「自分が指揮命令する」と言うことであり、「自分が具体的に仕事をする」とは限らない」のだという。「行政に仕事をさせることが「住民自治」とは、行政当局者にも活動する住民にも考えられてこなかったのは、行政が住民の民主的統制に従っていない、という意識と実態を反映している」という金井の主張は、基本的には本意見書がこれ以降に参照する「市民自治」と軌を一にするものと考えられる。但し勿論、現実の問題として住民の民主的統制なるものが実現可能なのか、また可能であったとして、それはいわゆる「多数者の専制」を招くものになりはしないか、等々の疑問が残ることは押さえておかねばならない。この点については、本意見書も後に触れていくことにしたい。

Cf. 金井、前掲書、8-9頁。

べきであろう。

なお、ここで一つ、断っておきたい点がある。本意見書の趣旨は、現在策定中の「吹田市第4次総合計画」がこうした「住民自治」的なプロセスを経ていない、あるいは、耳慣れた言い方をすれば「市民の意見が十分に反映されていない」、といった点について市の態度を批判することにあるのではない。個人的な意見として、事実として十分に市民の意見が反映されているとは言い難いと思うが、しかし本意見書はそれ以前の問題として「総合計画」が「市民自治による市民福祉」という理念の下に策定されていることを、自覚的に総合計画の文面に反映させねばならない、という問題意識をその旨としている。とはいえ、その主題はもう少し後に譲ることにして、ここでは「市民自治」なる概念についてもう少し見ていくことにしよう。この概念に関する筆者の主張が、一般的な用法にも合致していることを確認しておかねばならない。

さて、恐らく「市民自治」という言葉は、さほど人口に膾炙したものとは言えないものであろう——しかしこと政治学、あるいは行政学といった分野においては、一定のイメージが既に構築された術語であるように思われる。筆者が持つこうした領野に関する専門知識が十分であるとは言えまいが、少なくとも管見の限り、我が国においてこの概念は松下圭一（1929—2015）による『市民自治の憲法理論』（1975）まで遡りうるものであり、また氏の果たした指導的役割とも相俟って、地方自治の文脈では一定の影響力を発揮してきている<sup>18</sup>。その理論の概要はよく知られていることと思うが、本意見書での議論のために簡単に参照しておくことにしたい。

「市民自治」とは如何に定義されるべきか。意外なことに、『市民自治の憲法理論』の中には——そのタイトルからすると意外なことに——明示的な「市民自治」概念の定義を見ることができない<sup>19</sup>。しかし、同書の記述を追うことでその内実は明瞭に掴み取ることは十分に可能であるから、ここでは本意見書の関心に繋がる内容に注目しつつ市民自治に関する規定を纏めていくことにしよう。

#### ①「国家統治」に対立する概念としての「市民主権」

<sup>18</sup> なお、2007年3月28日に開催された「吹田市自治基本条例施行記念講演会」において、松下圭一は「自治基本条例と自治体再構築」と題する講演を行っている。残念ながら筆者はこの講演に出席する機会を得なかったが、しかしこの事実は吹田市の自治基本条例と「市民自治」の理念が、氏の理論に共鳴する要素を持ち、恐らくは多分にポジティブな影響関係を有していることの現れであると推測される。その意味でも、氏の理論を概観することは有意義であろう。

本稿が意見書であることに甘えて個人的な要望をここに記してしまうが、もし吹田市にこの講演に関する記録が残っているのであれば、後学のために他の講演会資料と同様に公開されることを望む次第である。

<sup>19</sup> 管見の限り、松下による学説を扱った諸研究を見ても、松下が市民自治の定義を行った箇所として標準的に参照される文言は存在しないようである。とはいえ、勿論これは筆者のリサーチの不足に起因するものとも考えられる。本意見書の趣旨に直接的に関わるものではないことを鑑みて、暫定的な処置としてご了承を願いたい。

『市民自治の憲法理論』における主題の一つは、日本国憲法に謳われる「国民主権」が、実際には容易く国家による統治の正当化へと転落することへの批判にある。即ち、政治主体として位置づけられた国民は、国レベルでは国会の選挙権、自治体レベルでは首長・議会の選挙権を制度的に保証されている。ところが、こうした政治主体としての国民は一度選挙が済めば「行政客体」にすりかえられ、一方的に「支配」される「私人」に転化してしまうと松下は指摘するのである<sup>20</sup>。

こうした問題に対し松下が目したものは、当時いわゆる「環境権」等を巡って台頭しつつあった市民運動である。氏は市民運動を市民の自発性を起点とし、かつ自治体を中核とする分節構造をもった政治手続の端緒と見做して、またこれを中央集権的な国家主権に基づく体制のイメージを分権的な自治のイメージへと刷新するきっかけとして捉えた。即ち、市民運動を契機とする基礎自治体による独自ルール策定、という市民発の政治活動を政治の基礎的な在り方と定め、これに基づく体制づくりの必要性を主張したのである。

こうした文脈において、市民運動は政治過程との関連において「①自治体、国の政策決定・執行の手続をめぐって、事後的な〈批判〉だけでなく、事前の手続への〈参画〉」、また「②自治体の自主政策の構成と、それによる国の政策決定・執行の手続の転換」を提起するものと位置づけられることになる<sup>21</sup>。市民運動の台頭を「国民主権の日常的発動の原体験の蓄積」の始まりと見做す<sup>22</sup>松下の視座は、市民ベースから政治のイメージを作り替え、国家統治なる概念そのものに根本的疑義を呈そうとした彼の戦略をよく表したのと言えよう。また「市民主権」なる語は、こうした地方自治体レベルにおいて捉えられた国民主権の在り方を指すものである。一般に「主権」なる語は国家や国民について用いられ、市や市民について述べられる際は比喩的に理解されるべきものであろうが、松下の理論内では単なる比喩に留まらない内実が与えられていることに注意したい。

## ②「国家統治」に対立する概念としての「分節主権」

上述の「市民主権」に加えて、「国家統治」イメージの刷新のために松下が用いる概念が「分節主権」である。市民運動をベースに立論された松下の主張は、その帰結として行政上の諸々の課題を第一義には基礎自治体である市町村の課題として捉えており、広域レベルでの処理を必要とする課題は都道府県に、さらに国レベルでの対処が適切な場合にのみ国で、という具合に「市民→市町村→都道府県→国」という上昇型の発想を導くことになる。

<sup>20</sup> 松下圭一『市民自治の憲法理論』、岩波書店、1975年、13頁を参照。

なお、こうした問題圏は「構成する権力」と「構成された権力」の関係、即ち政体を構成する（端的には選挙権として理解される）権力と、構成された政体の（同じく端的には統治権として理解される）権力が「主権」概念において結び付けられることの問題として、アリストテレスに始まる古代から現代にいたるまで扱われ続けてきたものでもある。

Cf. ジョルジョ・アガンベン「民主主義概念に関する巻頭言」、『民主主義は、いま？ 不可能な問いへの8つの思想的介入』、以文社、2011年、所収、9-15頁、太田悠介訳。

<sup>21</sup> 松下、前掲書、9頁。

<sup>22</sup> 同書、93頁。

これを松下は「国→都道府県→市町村→住民」という国家統治の秩序と癒着した、下降型の発想に対置させる<sup>23</sup>。これらはそれぞれ分権型、集権型の発想としても扱われており、更に「ヨコ割」、「タテ割」という語によって松下が表現したのもでもあった。「固有事務、団体委任事務、機関委任事務、行政事務という国と自治体との権限のタテ割事務分割論」という<sup>24</sup>言及に注目する限り、今日的な言葉に置き直した際に「上昇・分割・ヨコ割」型の体制が地方分権改革（ここではとりわけ、第一次分権改革）の理念を先取りしたものとなることは明らかと言ってよからう。「分節主権」とは各レベルの自治体や国が相互調整し、それぞれの領域において権限を分かち合う体制を表した言葉であるが、これは地方と国との関係を上下から水平へと移行させることを志向したものである。

松下は、こうした付置によってこそ「国民主権」は国家の等置を正当化するロジックから脱することができ、「市民自治の制度統合」を生み出しうるとする。それは「主体においては《市民主権》、構造においては《分節主権》へと転化する」ものとされており、ここから「市民自治」とは彼の理論において「市民主権と分節主権に基づく、市民運動を起点とする政治体制としての自治」を指すものと言えよう。また本意見書がここまでに見て来た内容に照らすならば、「市民主権」と「分節主権」なる術語がほぼそのまま「住民自治」と「団体自治」の概念に符合することは明らかである。

従って、吹田市が「住民自治と団体自治により構成される」ものと定義づける「市民自治」もまた——「住民自治」の意味合いを補う限り——大枠としては松下の理論に一致するものと見てよいだろう。勿論、松下自身の主張は国家規模での体制づくりを志向しており、市政の水準に留まるものではない。しかし、吹田市における「市民自治」が地方分権改革の流れに属することを踏まえるなら、そうした大きな枠組みにおいて市民自治を捉え直すことも可能と思われる。

他方、こうした古典的とも言える用法から離れた際にも、この市民自治という術語が大凡その意味を保持していることを合せて指摘しておきたい。「市民自治」を標榜する人物の内、最も著名な一人に我々は福嶋浩彦氏（元我孫子市長）の名を挙げることができる。その著書『市民自治 みんなの意思で行政を動かし 自らの手で地域をつくる』（2014）によるなら、市民自治は「地域づくりの理念や方向性を市民自らが決め、市民自らの手で地域をつくっていくということ」と説明されており、団体自治は自明の前提と見做されたためか市民自治の構成要素としては触れられない<sup>25</sup>。しかし他方「国家から出発して社会をつくるのではなく、

<sup>23</sup> 同書、52頁。

なお、ここで言う上昇型の発想は現在専ら「補完性の原理」の名で呼ばれている行政上の原則に一致するものであり、後年には松下自身もこれを回顧的に認めている。本意見書は『市民自治の憲法理論』が示す視座がなお現代性を有するという見解の下で書かれているが、実際に同書が（あるいは部分的にであるにせよ）現在の議論にも通じる主張を提示している一例として指摘しておきたい。

<sup>24</sup> 同書、54頁。

<sup>25</sup> 福嶋浩彦『市民自治 みんなの意思で行政を動かし 自らの手で地域をつくる』、ディス

市民から出発して社会を作っていく」ことが市民自治の基本的な視点とされており、ここを見るなら大きな文脈は『市民自治の憲法理論』と共有されていると言えるだろう<sup>26</sup>。

福嶋氏は市民が行政サービスの担い手となる事例についても、原則としてはあくまで逆であることを述べ、「行政ができないことを市民がやるのではなく、市民ができないことを行政にやらせる」のだと主張している<sup>27</sup>。これは多分にパフォーマンスの要素を含んだ主張であるとも思われるが——少なくとも筆者は、行政に「やらせる」という態度が適切とは考えない——語調を抜きにして見れば、これは市民が自らの手では処理できないことを市政に委託するということであり、これも松下が述べるところの「機構信託論」<sup>28</sup>に繋がるのが分かる。また、市民を「主権者」として、自治体が主権者である市民の意思に基づき運営されるべきことを福嶋氏は繰り返し述べているが、こうした典型的な「住民自治」に関する主張についても、松下が市民の合意によらない行政の自由裁量を批判する点を見ればこの論点も共有されていると言えよう。

加えて、この「主権者としての市民」という論点は「市民自治」を掲げる各基礎自治体においても——共通了解とまでは言えず、またグラデーションはあるとしても——概ね共有されているものと思われる<sup>29</sup>。典型的かつ理想的な例としては、伊丹市による「伊丹市まちづくり基本条例」を挙げることができよう。その第1条は「この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。」と明らかに述べており、自治の主権者が市民であり、また市民自治が地方自治の本旨に基づくべきものとして位置づけられている。その他では、生駒市の「生駒市自治基本条例」がやはり第1条に主権者たる市民の地位を明確に示しているが、他方、生駒市は地方自治を住民自治と団体自治により構成されるものと捉え、「市民自治」については「市民が主役となったまちづくりを行う活動」と全く異なる定義を与えてもいる。これは本意見書が

---

カヴァー・トウエンティワン、2014、No.46。Kindle版を参照しており、紙媒体時のページ番号を見ることができなかつたため Kindle 上の位置 No.で参照箇所を示している。

<sup>26</sup> 同書、No.67。

但し、福嶋氏本人は松下から特段の影響を受けた訳ではない、とインタビューで語っている。

Cf.「市民自治の可能性の実現をめざして——我孫子市前市長・福嶋浩彦氏へのインタビュー」、東京経学会誌（経済学）、255号、109-197、2007年。

<sup>27</sup> 福嶋、前掲書、No.46。

<sup>28</sup> 松下、前掲書、187-189頁。本意見書では「機構信託論」の内実を詳しく追うことはできないが、基本的には国家統治の否定と市民自治の実践の結果、各行政機関は国民を統治するものではなく市民の信託を受け、各々の領域における業務を引く受けるものに位置づけ直されることを表したものと見てよい。

<sup>29</sup> 国内の全自治体についてリサーチを行うことは筆者の処理能力を超えており、「市民自治」を掲げた自治体が全体に占める割合をはじめ、具体的にどのように「市民自治」概念が理解されているのかについても、極めて限定的なりサーチしか行うことができなかつたことを断っておく。具体的には、Googleの検索サービスを利用して「市民自治」を検索した際に、上位に挙げられた自治体HPから順に、米子市、伊丹市、長浜氏、大阪狭山市、生駒市、川崎市、越前氏において「吹田市自治基本条例」に相当する条例を参照するに留まった。



確認してきた「市民自治」の概念が必ずしも一般に定着していない事情を表すものであろうが、しかし、ここまでの議論を振り返るならばむしろ本来の意味を逸脱したものと見るべきであろう。その他の自治体では市民を市民自治やまちづくりの「主体」として位置づける例が多く見られるが、これも程度の差こそあれ主権が市民に存することを表したものと読みうるように思われる<sup>30</sup>。

重要視すべきは、こうした市民を主権者と見做す視座は、吹田市自治基本条例においても同様に見出されうる点である。先ほどにも講演を参照した阿部氏による、「吹田市自治基本条例施行記念シンポジウム」（2007年1月27日開催）における基調講演「市民自治の確立をめざして」では「主権者としての住民」という観点が繰り返し述べられ、加えて自治基本条例の第6条に記された市民の権利は「主権者としての権利」であるとの見解が述べられていた<sup>31</sup>。全体としては「消費者としての住民」に対置されるべき存在として、個人的な利害でなく吹田市全体の利益を重視して考え、また地域のために発言し、行動する住民として「主権者としての住民」は語られているものの、しかしこうした責務とは、当然ながら市の意思決定の主体であることと切り離しては考えられえないものである。

以上の内容から、我々は次のように結論することができるだろう。「吹田市自治基本条例」に掲げられた「市民自治」とは「住民自治」と「団体自治」という二つの要素から構成され、これは吹田市の自律的な決定が、主権者である市民の意思に基づくこととして理解される。また、こうした理解は我が国で「市民自治」が論じ始められた頃からの概念史を引き受けるものであり、加えて現代的な用法とも一致していることを本意見書は確認した。更に言えば、「吹田市自治基本条例」が策定され、「総合計画」が吹田市の主体性と独自性に基づくものとして策定されるべき現状をもたらした一連の地方分権改革の流れにも「市民自治」の概念はよく合致するものであると。その限りで、「市民自治」は「総合計画」策定の理念として相応しい。

また、先に本意見書は、「市民自治」とは総合計画の策定を含めて、市の意思決定の手續

<sup>30</sup> 但し、こうした状況の中で「吹田市自治基本条例」は「市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し…市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません」（前文）という記述の他、「参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます」（第3条第2号）という二カ所に主体という語を、それも形容詞の形で用いるのみであり、他市と比較すると市民の自主性のみを扱い、主権者としての地位を確言しないミスリーディングな表現に留まっていると言わざるをえない。

本意見書は自身が確認してきた議論に基づき、「吹田市自治基本条例」には「主権者としての市民」という観点が当然含まれるものとして吹田市の「住民自治」、「市民自治」を理解しているが、もし仮にそうでないとすれば、できる限り早い機会にこれらの文言を削除すべきであろう。看板にのみ「市民自治」を掲げて内容が伴わないなどという、不誠実な語の使用は許されぬことと筆者は考える。

<sup>31</sup> この基調講演については、講演内容を文字に起こしたものがデータの形で公開されておらずHP上で直接掲載されているため、以下に参考のURLのみを記す。

<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/shiminjichi/011882/011879/011826/011823.html>

に関わる概念であることを確認した。故に、以下のようにも主張されるべきであろう。即ち、本市の総合計画は正に市民自治の理念に基づくものとして完成されねばならないのである。

### 3. 市民自治のエクリチュール

前節において、本意見書は「吹田市第4次総合計画」が「市民自治」という吹田市自身が掲げる理念に基づき策定されるべきことを見た。もう少し細かく見るならば、「吹田市自治基本条例」の本意が「市民自治」なる手続を通じた「市民福祉の向上」にあると理解される限りで、具体的な「市民福祉の向上」に向けた市の最上位計画である「総合計画」もまた、同様に市民自治のプロセスを経ねばならないということだ。

さてしかし、ここには以下のような疑問がありうるだろう。理念としての「市民自治」に基づく「総合計画」の策定とは、具体的には言ってどのように達成されるのか？ そもそもそれは実現可能な事柄であろうか、という問いは極めて真つ当なものと思われる。加えて、次のようにも問われうるだろう——本意見書が確認した「市民自治」とは、本当に望ましいものなのだろうか？ それが民主主義の名を借りた「多数者の専制」を招くものではないと、どうして言えるのだろうか。これら二つの問いに答えることを通じ、「総合計画」は「市民自治」の理念に基づき策定されるべき、という筆者の見解を本節ではより詳細に述べていくことにしたい。

第一の問いについては、例えば次のようにその内容は敷衍されうる。筆者は、現在吹田市において進められている「総合計画」の策定作業が、市民自治という手続に基づかない不当なものだと主張するのか？——先にも少し述べたが、本意見書の回答は否である。そもそも市民自治を民主的な決定プロセスと解するなら、市が市民自治を全く無視している、という主張には無理があるだろう。少なくとも筆者の知る限り、総合計画の策定が義務付けられているところの市長は民主的選挙により選出されており、民主的統制が機能していないとは原理上言うことができない。また、周知の通り吹田市は市民参画の実現のため、パブリックコメントやワークショップ、説明会等の機会を一定数設けている。その数が十分であるか、また内容が適切であるかという議論の余地はなお残るとしても、総合計画策定のプロセスが不当であると断ずるには足りないだろう。個人的な思いとしては不十分な点が多くあると感じてはいるが、しかし、その意見を表明するこの意見書自体が、他でもない市民自治のプロセスに含まれるものなのである。

ここでは、次のように考えることにしたい。そもそも論ばかりで恐縮だが、「市民自治」の実現そのものが「総合計画」の政策項目として含まれる以上、「市民自治」が実現されているという判断基準自体が、吹田市においては未定なのである。誤解のないよう断っておくが、これは「市民自治とは何か」という問いに対する回答の不在を意味するものではない。

「市民自治を制度上実装する際、最も望ましい制度はどのようなものか」という問いを筆者は取り上げている——この制度設計すらも原理上は市民自治という手続を経ねばならない以上、ここに循環が存することは否定しようがないが、しかしここから始める以外に方法が

ないこともまた確かである。

恐らく、「市民自治」に基づく「総合計画」の策定、またより一般的には「市民自治」の成立とは、確定した形式を有するものと捉えられてはならないものであろう。仮に、誰かが——それが首長であろうと、あるいは一人の住民であろうと——これで「市民自治」は達成された、もう議論する必要はないと断じたとするなら、その瞬間に「市民自治」の可能性は閉ざされてしまう。市民の意見を取り入れ、議論を経ることを通じ変更される可能性が担保されてこそ「市民自治」は実現可能と見られうるのである。従って、常に機会ごとの暫定的な結論を合意として導き出しつつ、しかもそれを固定しない態度を我々は維持し続けねばならない。翻って言えば、「市民自治」を理念に掲げるということは、こうした終わりなきプロセスに身を投じる決意表明となる。我々は民主的である、という主張は、常に民主的な手続により否定されうることを認めねばならないのだと言えよう。

同じ根拠により、筆者は現行の「総合計画」の策定状況が「市民自治」を無視するものと断ずることを否定する——市民自治が掲げられた以上、それは幾ばくかの市民自治的要素を既に含み持つはずだからだ。しかし同時に、現在の策定状況が十分であることも同様に否定せねばならない。最も望ましい仕方でも市民自治を実現する方法とは何か、という不断の模索の只中においてこそ、市民自治は息衝くのである。

それ故、「市民自治」の理念に基づき「総合計画」を策定する、という本意見書の主張は次のように整理されるべきだろう。即ち、そうした「総合計画」は策定のプロセスでなく、またあるいは計画の具体的な中身でもなく、「市民自治」の実現を目指すという、その決意表明が為されることによってこそ成立しうるのだと。これは、単純に「吹田市は市民自治に基づくまちづくりを進めます」と書けという話ではない。「市民自治」がより望ましい仕方でも実現されるためには、市民の一人一人があるべき市政の姿や目指すべき将来、また重点的に取り組むべき市の課題を各々において吟味し、議論を交わす下地が形成され、更には実際に議論が行われる環境の醸成に努める必要があるだろう。このような模索を市民が始めるきっかけとしての役目が、今や「総合計画」には求められているのである。そして恐らくは、そうして「市民自治」と真剣に向き合おうとする「総合計画」にこそ、他ならぬ「市民自治」を掲げる吹田市民は行政への信託の根拠を見出すべきであろう。

他方の問い、「市民自治」は「多数者の専制」を招きはしないかという疑義については、既に見た「主権者としての住民」という概念のリアリティに関する問題として捉えることができよう。個人的な利害よりも吹田市全体の利益を優先し、地域のために発言し、行動する市民——好んで悲観的でありたいとは思わないが、しかしその現実味は大いに疑わしいと言わざるをえないのが現状であろう。控えめに言っても、市民の大半がそうした素養を持ち合わせていると前提することは無責任であると感じられる。

例えば、松下の『市民自治の憲法理論』では「都市型社会」という新たなライフスタイルへの移行とともに、いわゆる「公共」に資する人間としての市民は自然と——いわば歴史の

必然として——その数を増やしていくものと見られていた。彼の定義によれば「市民とは、自由・平等という共和感覚をもった自発的人間型、したがって市民自治を可能とするような政治への主体的参加という徳性をそなえた人間型」<sup>32</sup>であるが、そうした市民が存在する、という点についてはかなり楽天的な前提に立っていたことは否定しがたかろう<sup>33</sup>。

この問題点について言えば、先に本意見書で名を挙げた福嶋氏も「違う意見、違う利害を持つ市民同士がきちんと対話をして、自分たちで合意を作り出す力」としての「市民の自治の力」を高める必要に触れ、こうした合意によってこそ首長や行政、議会を動かせるとしてその意義を強調しながらも、実際にこうした力を醸成することの困難を指摘している。また、この種の市民による議論をコーディネートする技能が行政に求められているとして、市民と行政の双方に課題を見出している<sup>34</sup>。

しかし、この問題が市民自治の実践にとって致命的であるかと問うならば、そうではないと筆者は考える。というのも、こうした市民、あるいは行政にも課題として現れる市民自治の遂行技能の水準については、先の市民自治を実現する制度の問題と同様、一ター朝で解決すると期待する方がよほど不適切であるように思われるからである。本意見書が言及した地方自治法の改正は2011年、「吹田市自治基本条例」の制定はもう少し遡りはするものの、それでも2007年のことである。今回の「総合計画」がその後で初めて策定されるものだということを思えば、一回目から満点の解答を期待するのは無理というものだろう。だからといって、不出来な総合計画に満足せよというわけでもないが、ともあれこの点についても、吹田市は長い道のりを歩き始めたばかりである。市民と行政、共に成長していこう、と言う他にあるまい。

敢えて言葉を重ねるならば、次のように言うことができよう。我々は今、「自治基本条例施行記念シンポジウム」という場において、阿部氏が行った基調講演が「市民自治の確立をめざして」と題されていたことを思い出さねばならない。自治基本条例の施行は決して本市のゴールではなく、むしろ、市民自治の確立に向けたスタートラインである、という阿部氏のメッセージの意味するところが、改めてよく理解されるのではないだろうか。我々はなおスタートを切った直後にあり、ゴールを模索する最中なのである。

さて、想定される疑義に対しては上の通り答えてきたものの、本意見書は不十分な現状に対する肯定のみで満足するものではない。仮に完全さを求めることはできないとしても、「吹田市第4次総合計画」は来るべき「市民自治」の実現に向けた一里塚としてその役割を果たさねばならないだろう。しかし策定のプロセスにおいて「市民自治」を実現するには、

<sup>32</sup> 松下、前掲書、x頁。

<sup>33</sup> この点については中北浩爾「松下圭一と市民主義の成立」、立教法学86巻、2012、94-108頁、寺島俊穂「松下圭一の都市論：市民自治の可能性を開く」、関西大学法学論集66巻、5-6号、1716-1666頁を参照。この時点における松下のある種の楽観主義については、ある程度定まった評価があるとみなしてよい。

<sup>34</sup> 福嶋、前掲書、No.857。

市民自治の制度化に関する議論はあまりにも不足していると言わざるをえないだろう——  
当の「総合計画」自体に市民自治を推進する項目が含まれている以上、これは尚更である。  
そこで本意見書は、本「総合計画」の策定にあたり、「市民主義のエクリチュール」を創り  
出し実践することを提案したい。

「エクリチュール *écriture*」とは、書くことや書かれたもの、あるいは文字や筆記を意味  
するフランス語であるが、ここでは、20世紀フランス思想を代表する論者の一人、ロラン・  
バルト (1915-1980) が『エクリチュールの零度』(1953) において提示した分析上の概念で  
ある「エクリチュール」を指す。本来は文学の批評において語られたものだが、しかし今回  
のケースでも有用な概念として利用できるだろう。この語が用いられるべき必然性がある  
とまでは言えないが、今、我々が求めているものを一言で表現する必要があるとすればこの  
術語はうってつけであると筆者は考える。

バルト自身の説明によるならば、ある時代のすべての著作家たちは、共通の規則や慣習の  
集合体としての「言語」を持つ<sup>35</sup>。また同時に、個々の著作家は、自身の気質を本人の言語  
に結びつける必然性としての「文体」を持つとも言われる<sup>36</sup>。具体的な例を挙げれば、この  
文章を書いている筆者と読者は、文法や慣用句を含む日本語を「言語」として共有している  
と言われうるし、他方でこの文章には、恐らくは余人とは共有されることのない筆者個人に  
特徴的な言い回しであるとか、癖といったものが現れていることだろう。そのような個人に  
属する文章上の特徴が「文体」である。これは一般的な用語法にも一致すると見てよいが、  
注目すべきは、これら言語と文体は選択の対象ではないとバルトが見做す点である。確かに、  
我々に自身の母語を捨てることは恐らく不可能であろうし、文章や会話での癖というものは  
容易に取り除けるものではない。これらに対して、選択の対象として理解されるものが  
「エクリチュール」である。

言語と文体との位置関係を見れば、エクリチュールは丁度これら二つの間に収まるもの  
と言える。これもまた簡単に纏めるなら、ある特定の思想や立場において共有される用語法  
や慣習を指した言葉であると言えよう——ここでも注目すべきは、エクリチュールは仮に  
時代が異なっていようと同一立場に自己を位置づける著作家の間では共有されるという  
点である点と言えよう。バルト自身が挙げている例は古典主義や革命、あるいは共産主義の  
エクリチュールといったものだが、本意見書に引き付けるならば、例えば先に触れた松下の  
議論を鑑みて「国家統治のエクリチュール」と「市民主権のエクリチュール」、等といった  
ものを想定することができる。例えば、同じ「国民主権」という語を取り上げたとしても、  
「国家統治」の立場に身を置く論者と「市民主権」を主張する人物との間では、随分と意味  
合いが異なることが分かるだろう。前者においてそれは国家による統治、中央集権を正当化  
するものとして現れるが、後者の場合、まさにこの中央集権を否定するための語として位置

<sup>35</sup> ロラン・バルト『エクリチュールの零度』、ちくま学芸文庫、森本和夫・林好雄訳、1999年、19頁。

<sup>36</sup> 同書、24頁。

づけられることは既に見た通りである。

こうした形式としてのエクリチュールを、上に述べた通りバルトは選択の対象と見做す。即ち、ある特定の言葉をどのような意味合いで用いるかといった事柄の内、エクリチュールに属するものは、その用法自体が当の作家がどのような思想的文脈に属するかという選択の現れであるとバルトは論じたのである。この選択こそがアンガージュマンである、という彼の主張をより一般化して援用するならば、我々の書く文章は、その書きぶりを通じて常に何らかの思想的立場表明として理解されうるのだと言えよう。本意見書の提案は、まさしくこの意味における「市民自治のエクリチュール」を構築し、この市民自治のエクリチュールにおいて「第4次総合計画」を記述しようというものに他ならない。

たとえば、そのエクリチュールはどのような特徴を持つものとして理解されるだろうか。端的に言えばそれは、総合計画、また市民自治とは地方分権改革の流れにおいて理解されるべきものであり、加えて市民自治とは住民自治と団体自治により構成される、市の意思決定に関する民主的プロセスを表す概念であること、等々...本意見書が確認してきた市民自治概念の内実を踏まえ、市民自治を推進する立場にあることを常に自覚しながら書く、ということに他ならない。そして市民自治という概念を知る人でさえあれば、誰にとっても吹田市が市民自治を志向することが明らかになるようなものとなる必要があるだろう。勿論、このエクリチュールの構築自体が決して容易な作業ではなく、また今回の計画策定の中で完成されうるものでもないだろうが、「市民自治」の取組を改めて始めるにあたっては相応しいものでもあると思われる。

松下の『市民自治の憲法理論』では、国家統治から市民自治へ、というようなイメージの刷新を訴える主張が繰り返し登場する。また誤解を恐れずに言うなら、地方分権改革を通じ例えば機関委任事務が廃止された際も、実際には事務そのものが廃止されたケースは少数であり、大半が自治事務と法定受託事務へと再編されたことも、同じイメージの刷新として理解することができる。変化したものは、実際に遂行されている事柄であるというよりも、我々のそれに対する位置づけや理解、そしてイメージなのである。この意味で、「市民自治のエクリチュール」を構築し、実際に「総合計画」の策定に用いることには一種の意識改革の効果が期待できるだろう。そしてそれは、「市民自治」実現の着実な一歩となる。市民が「吹田市の総合計画」を「我々の総合計画」として捉え直し、よりよい市民自治を目指す礎を市は提供すべきなのである。

加えてこうした市民自治イメージの浸透は、市民が市民自治を遂行する能力の向上にも資するものとなりうる。市民自治を当然のものとして共有することができたならば、自ずと市民の意識は市政への参画に向けられ、阿部氏により述べられたところの「主権者としての住民」、自身よりも吹田市全体の利益を考え行動し、公共に資する意思を持つ市民は増えていくのではないだろうか。

こうした狙いをもって、しかし上からの教育としてではなく、あくまでも市民からの信託を受けた者として市政を代行する立場から「市民自治のエクリチュール」を使いこなすこと

が、行政には——やがては市民にも——求められる。今はあまり使われなくなった言葉ではあるが、いわゆる公務員が「公僕 public servant」と呼ばれていたことの意味は、このような文脈から理解されるべきであろう。即ち、市の職員は奉仕する者であったとしても、それは「消費者としての住民」の要求に応えるものとしてではない。「主権者としての住民」と、彼らが実現せんとし、また自らがその実践者たろうとする公共 public に奉仕する者なのである。この限りで、市民と行政との関係もまた決して上下のものではなく、対等な委託者と受託者の関係として捉え直す契機を得るように思われる。

またこの意味では、市民と議員、市長を含め、市政に携わる全ての人が対等の立場に立つと言わねばならないだろう。勿論のこと、市長や議員には選挙により選出されたことを根拠とする権限が認められねばならない。しかしそれも、あくまでも原理的には市民からの信託として理解されるべきであり、白紙委任の権限ではなく、代行の権限として理解されるべきである——だからこそ、市政においては常に市民が参画する権利が認められているのだと言えるのではないか。

市民自治のエクリチュールを、作ることから始めよう。筆者がこの自身の提案に抱く期待も、あるいは楽天的過ぎるのかも知れない。しかし、ここから始めるのでないとしたなら、如何にして市民自治は実現されうるだろうか。少なくとも本意見書の意図は、今日、明日の成果を見込んだものではなく、遙か遠い未来に、もしかしたら何かしらの仕方を実現されるかも知れない「市民自治」の理想へと向けられたものである。またその実現に向けた不断の努力こそが市民自治の姿であるとするなら、この荒唐無稽とも思われる取組へと、吹田市は既に一步踏み出していると言われねばならない。

ならば大真面目に理想を求め、暗中といえども模索を続けることが我々の責務であろう。市民自治を掲げるということは、恐らくはそうした選択の表明に他ならないのである。

## おわりに

以上が、筆者が本意見書において主張すべきと考えた全てである。その内容をこの場所で繰り返すことはしないが、ご検討を賜りたい。その上で、本意見書の趣旨とはやや異なるが、同様に市民自治の実現に向けて筆者が提案したく思うこと——理念的な内容ではなく制度的なことを、幾つか申し上げたい。「総合計画」の内容とは直接的には関わらない情報の公開についての提案ではあるが、同じくご検討を賜れば幸いである。

### ①意見書の扱いについて

本意見書の提出にあたっては、個別の回答が為されないことが予め告げられている。このことについて筆者は同意しており、また今後もそうした個別回答が為される必要があるとは考えていない。しかし他方、こうした市民からの意見書は原則として全て公開されるよう制度化されるべきと考え、その旨を提案する。

このように提案する意図は、以下の通りである。少なくとも今回の意見書に関する限り、

市の担当官が読み、その上で編集・整理された上で審議会での参考資料として利用される、というのがおおよその取り扱いの流れであると伺っている。この場合、市の担当官の裁量に各意見書の取り扱いが全て委ねられることになり、ことと次第によってはそもそも意見書が提出されたかどうかすらも提出した本人以外には知りえないこととなりかねないからである（これは職員の悪意を予想するものではなく、市の担当官が自身の職責を忠実かつ誠実に全うした結果としても起こりうる事態である）。仮に、審議会に全ての意見書をそのまま提出できない事情が認められるとしても——個人的としては全ての意見書がそのまま提出されるべきと考えるのでこのように書く——どのような意見書が提出されたかについては市民全員に等しく知る権利があるはずである。また、本意見書がここまで述べてきた市民自治の観点からしても、他でもない市民が市民自治を実感し、市民自治の担い手として涵養されていく機会を与えるものとしてこうした情報は公開を原則とすべきであろう。今回のような意見書に限らずその他の各種資料を含めて、ご検討を賜りたい。

## ②審議会等の会議録について

上記の提案と関連性の深い内容となるが、総合計画の策定に関わる審議会を始め、各種の作業部会等についても、市により編集された会議録ではなく、議会の会議録同様（こちらも最低限の編集は入っているとは思われるが）、全発言内容が参照可能な会議録を公開すべきと考え、その旨を提案する。

このように提案する理由は、編集の結果として、何が審議会等で「取り扱われなかったか」が不明瞭になることの懸念からである。例えば、今回のような意見書の場合、意見書が公開されず、またその意見書が編集されて何らかの形で届けられたと思われる——このことは、審議会の場合は配布資料から編集具合を知ることができるので基本的に問題ないと考え——筆者を始めとする意見書提出者の見解が、特に会議録に記載のない場合、言及はあったが大きくは取り上げられなかったのか、あるいはそもそも触れられることすらなかったのか、関係者以外には知りえない事柄が生じることになる。また例えば一人の委員がある意見書に対し否定的な発言を行い、その結果として審議会では特に扱われなかった、という経緯も知ることができなくなる。

筆者としては、正当な手続きを経て選ばれた審議会委員が、自身の見解に基づきある意見を否定することは十分にありうることを理解しているし、またそのように否定されることは健全な議論が行われている証拠であると考え。問題なのは、編集の結果としてそうした健全な議論により意見書が扱われたかどうかすらも分からなくなってしまう可能性があることである。また勿論、そのような議論に触れることは、市民の市民自治遂行技能の向上に大いに資することと考えられるため、市民自治の観点からも公開されるべきである。

これらの提案は、市の職員が自身の裁量に基づいて職務を遂行することについては、何ら批判する意図はない。筆者が問題として考えるのは、何が市職員の裁量に基づいて行われているのかが分からないケースが吹田市において散見されることである。例えば上記①、②の



両提案が受け入れられたならば、少なくともこの意見書について、これがどのような経緯を辿ったのかは誰の眼にも明らかとなる。しかし、現状の仕方では処理された場合、繰り返しになるが下手をすれば筆者と市の担当官以外はこの意見書の存在すら気付かず、また筆者も自身の意見書が辿った経緯を知ることができなくなる。

こうした資料公開が徹底されれば、市民の意見、審議会委員の意見、また特別委員の意見、更には作業部会等までを含めれば、市職員の意見まで、それら全てがどのような経緯を辿りどのように処理されたかが瞭然となるだろう。このことは関係者すべてにより一層真剣な議論を促すであろうし、また外から見ている市民にも、市がどのような事柄を重要と考え、また考えていないかを知る貴重な機会を提供することに繋がる。これらの予想される結果が市民自治の実現に有益であることは自明であると考え、改めて情報公開を提案する次第である。

### ③「総合計画」の記述形式について

先日2017年8月4日(金)に開催された「吹田市第4次総合計画市民説明会」において総合計画 基本構想(素案) 基本計画(素案)の記述形式について質問させて戴いたところ、「市民が読みやすいようコンパクトに、というコンセプトに基づいてこのような形で提案している」との旨のご返答を戴いた。戴いたこの返答に関連して、この機会にもう少し所見を述べて本意見書を締めくりたい。

一つには、このコンパクトさという記述方針について、その方針を採った経緯が明らかでないことを筆者が問題視していることを伝えたい。この返答を受けて審議会と特別委員会の会議録を参照したが、第1回審議会会議録に「基本構想では将来像の方向性をコンパクトに記載しているため、これらの市民意見をそのままお出しできているわけではない」と記述があるのみで、他には記述の短さ、コンパクトさ、簡潔さ等に関する議論を見つけることができなかった。しかも上の記述も、既にコンパクトに記載する方針が定められた後のものと見られ、こうした方針が採られた根拠も、経緯も明瞭ではない。即ち去る8月4日にご返答戴いた内容は、筆者が手に入る限りの情報のみからでは、根拠のない市職員の放言と区別が付かないのである——個人的にはそのような不誠実な対応が為されたとは考えていないが、これは市民の参画、市民自治という観点から考えれば無視できない問題である。単に全議事を公開すれば解決する、ということであれば、やはり情報の公開が為されるべきだと改めて提案する。なお、審議会、特別委員会ともに最新の会議録が今なお公開されていないことも問題であろう。本意見書の作成にあたって、参照できなかった議論があるだろうことが筆者には悔やまれる。

二つ目には、コンパクトさという記述方針そのものの是非を問いたい。何故、コンパクトさが重要なのか——手に取りやすい分量にして、より多くの市民が読む機会を作るためだ、と先日にはお答えを戴いた。しかし、何故より多くの市民が読む機会を作らねばならないのだろうか？ 無論、多数の市民が読む必要などない、と言いたいのではない。多くの市民の

眼に触れる機会を確保することは、自己目的化して許されるような動機ではないと筆者は主張したいのである。多くの市民が総合計画を読むことが望ましいのは、それを通じて達成されるべき目標があるからでなければならない。もし読んだ市民の数が最も大きな問題と言うなら、A4の両面印刷くらいの分量にして市内全戸にポスティングする方がより優れた手段ということになってしまうだろう。

本意見書が論じてきた内容が正しいとするならば、「総合計画」の役割とは「市民自治による市民福祉の向上」の実現、その具体的な施策内容を提示するとともに、「市民自治」の実践へと市民の参画を促すものとして理解されねばならないはずである。そのために、勿論のこと記述のコンパクトさは重要な要素としてありうるだろうが、しかしそれが最優先的に位置づけられていることは不適切ではないか。市民自治の実践に取り組む吹田市自身の市政を明らかにし、吹田市政を吹田市民自身の意思に基づくものという実感を与えること、更には行政が示す将来像を、何よりも吹田市民自身の選択として同意を受け、またこれ以降の信託に関する根拠となること——これらの役割こそが、今日の「総合計画」には強く求められていると言うべきである。本意見書において提示された「市民自治のエクリチュール」の構築とは、そうした機能を持つ「総合計画」の実現を意図した、吹田市独自の言葉遣いや記述形式を生み出し、それらを市民にも浸透させることで上記の目的を達成しようとするものである。改めて、ご検討を賜りたい。

以上

## 吹田市の第四次総合計画に寄せて

(空から観た緑と水と丘陵地の吹田)

パンダ誕生に日本中が歓喜で湧き、国民の心が一瞬明るくなった。

しかし都議選で自民惨敗の中、都民ファーストの「みどりの風」が東で吹いた。

政治、経済、社会等その最近の出来事の中で私の住む吹田では一体どんな風が吹こうとしているのか心配になっている。私は昨年から吹田市の第四次総合計画（以下総計という）を市民の目で見える機会を得ようと『総計』審議会の市民委員に応募（残ながら落選）、委員会の傍聴、それにかかわるワークショップ、市民の勉強会に出席した。

その間色々な人と接触し対話、傾聴、熟議し吹田市の将来を考えさせてもらった。

後藤圭二吹田市長自ら吹田市の過去、現在から吹田市の将来を語ることでそのフューチャーデザインを社会実験しているとよく説明されている。

然し市民は勿論の事、職員もどこまで理解しているのでしょうか。

市長は未来を語ろうとする強い意思をお持ちである。

意思とは市長の公約であり、吹田市民の見上げる月である。

私は最近友人のカメラマンから私の住んでいるマンション

とその付近を通っている新御堂筋線と緑地公園の巨大な緑

を空から撮影した写真をいただいた。

それを見て考えさせられ、「みどりの風」に乗った鳥の目で

私の意思を『総計』にブラタモリ風に表してみた。

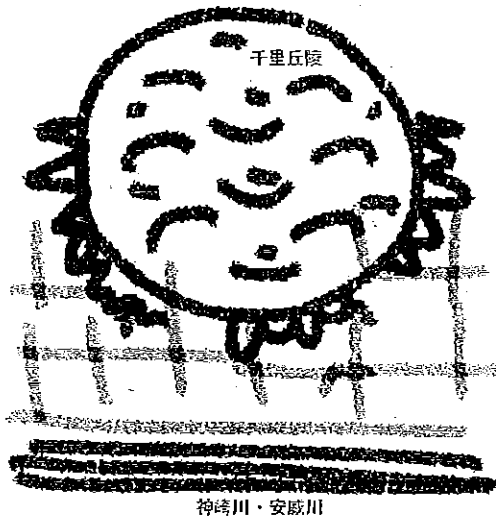
## 吹田-過去と今

吹田といえば水田（すいた）を意味するらしい。The 水田というぐらい吹田の水田はブランド力があったのだろう。かつて、千里丘陵と安威川・神崎川に挟まれた平野は丘陵との境から湧き出る良質の水よってもたらされた水田が広がっていた。今はその水を活用して飲料(ビール)の生産もしている。またこの平野部は交通の動脈でもあり、水田は減っても現在でも優れた生産地となっている。

衛星レベルから見ると、大阪平野の中にうっすらと緑のかたまりがある。そこが千里丘陵である。こうして見ると吹田は千里丘陵とほぼ一体である事がよくわかる。千里丘陵は珍しくなだらかな丘陵が続く土地である。その広さはさすがに千里、4000kmはないが、千の里(ちさと)と呼ばれるくらい多くの集落が点在していたのであろう。いにしえでは豊かな森に恵まれ、木の実や筍、そして多くの小動物に恵まれていた。それに、洪水や地震、津波の被害も少なかった。

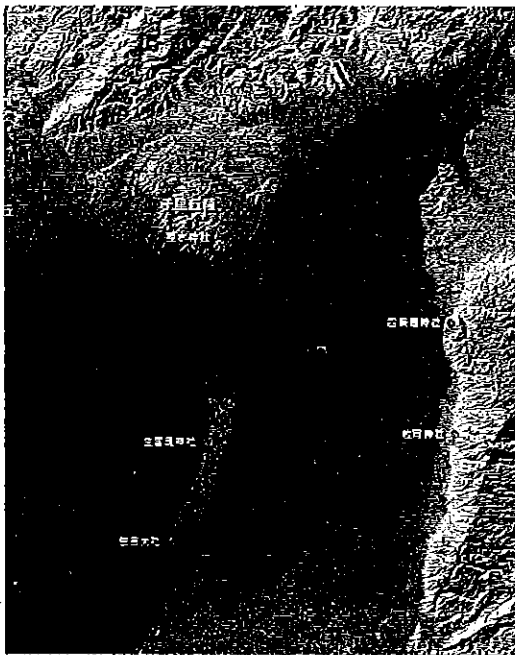


吹田と千里丘陵



吹田の昔のイメージ

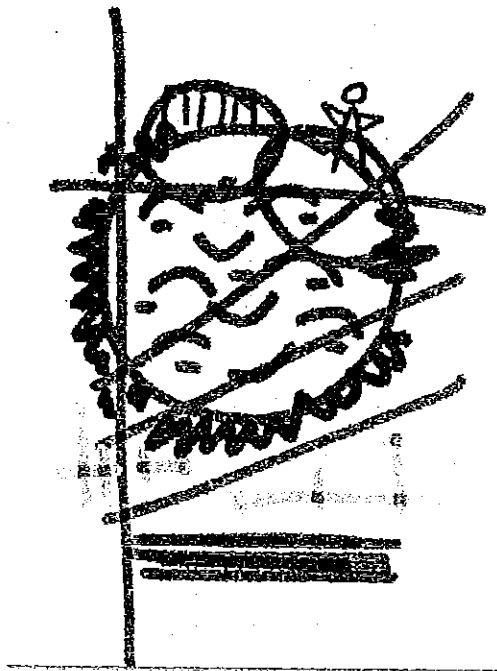
程よく丘や窪地で区切られた土地は、大規模な農耕には向かなかったが、かえってまとまりが良く、慎ましやかに生きていく事ができた。この広々とした丘陵は古代から人々が住みやすい所であった。そして、現在でも丘陵の恵みを活かした住み良い住宅地となっている。



平地と丘陵の「へり」に点在する  
歴史的に重要な社寺

吹田で忘れてはいけない特徴的な地域として、丘陵と平野の境界である「へり」がある。プラタモリ的に言っても「へり」が面白い。この「へり」には湧水の滝で有名な垂水神社を始めとしていくつもの社寺があります。「へり」の斜面地は今も豊かな緑を残しています。そして急な坂道は丘陵住宅地へのゲートにもなっています。吹田は平野部と丘陵地をつなぐこの「へり」によって特徴的なまちになっています。

さらにこの「へり」を活かすことによって、他にはない緑と水と丘陵のまちが形作られるのではないかと思います。



吹田の今のイメージ

吹田は、近代になって大きく変貌してきた。かつて水田の広がっていた平野部に、京都大阪を結ぶ鉄道、道路が通り、やがて新幹線や高速道路もできた。高度成長期に入ると、千里丘陵の北に千里ニュータウンと万国博覧会の巨大な開発が行われた。また、千里丘陵の西を新御堂筋が貫通した。

現在の吹田にはニュータウン・万博記念公園エリアと新御堂筋エリアが新たに加わった。

#### 新御堂筋エリア

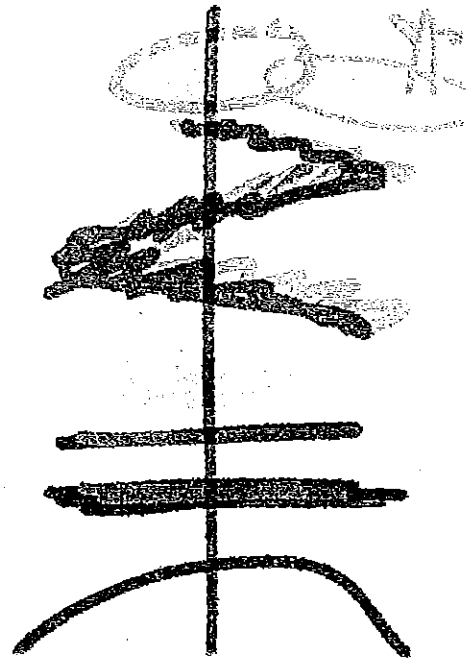
新御堂筋は大阪の執念ともいえる背骨。千里ニュータウンと新御堂筋によって大阪が発展するための重要なエリアとなった。

新御堂筋は御堂筋から真っ直ぐ北に延びて丘陵の中を通り抜けている。

新御堂筋沿いは大阪北地区の産業機能の延長であるとともに、丘陵地形の影響で住宅地や既存集落、既存緑地とうまくミックスしている。

そのために良好な新都市が形成されつつある。そのことはこれからの街の有利な点である。

その新御堂筋沿いは3つのエリアからなる。北の千里ニュータウン、大阪からの正面玄関である江坂エリア。そして緑地公園や桃山台、そして春日地区を含む中間のエリア。



新御堂筋のイメージ

千里ニュータウンは緑が多く伸びやかな丘陵地の住宅街ではあるが、大規模造成のため意外に変化の乏しい人工的なエリアになってしまっている。しかし、中間のエリアは千里線沿いも含め大規模な開発ではなかったおかげで、意外な斜面や緑地そして農地に里山が残っていたりする。このような多様な風景は人工的な両地区の中間にあって、不思議と安らぎを与えてくれる。新御堂筋エリアにとって貴重な財産である。

吹田には魅力的なエリアがいくつもある。それは他のまちに住んでいる人から見ればうらやましいばかりである。しかし、外から見ると十分なブランド力を発揮していない。それはそれぞれの場所が「吹田」に結びついていないこともある。

それぞれの地区に住む人にとって無理に「吹田」である必要はないのかもしれないが、より魅力的な場所にするには何らかの共通するブランドイメージがあっても良いのではないか。

ここで各地区をつなげているのは、「へり」による斜面と緑と水のつながりである。このつながり、吹田市を一周する緑のつながり、そして自然道みたいなつながりができればとても面白いことになるとおもいます。

水には安威川・神崎川の河辺もあれば、垂水、片山のような歴史的な名水もある。そして何と言っても丘陵住宅街の中に無数と言っても良い位点在するため池です。今は十分に活かされていませんが魅力的な場所です。



※資料10-1 NO.47 関連資料

吹田市第4次総合計画 基本構想(素案)

【再構成案】

## 《 目 次 》

### はじめに —— 「総合計画」について

I. 総合計画の位置づけと役割 .....	2
1. 本計画の位置づけ .....	2
2. 本計画の役割 .....	2
II. 総合計画の構成と期間 .....	4
1. 本計画の構成 .....	4
2. 本計画の期間 .....	4

### 【基本構想】

### 吹田のいま —— 市の現況と取り組み

I. 吹田市の概要 .....	6
1. 位置・地勢 .....	6
2. 市の沿革 .....	6
3. 人口動態 .....	7
II. 吹田市の特徴 .....	9
1. 交通の利便性 .....	9
2. 大学・研究機関・文化施設と医療・生活関連施設の充実 .....	10
3. 異なる特徴を持つ多様な地域 .....	12
III. 吹田市に関わる社会課題 .....	13

### これからの吹田 —— 施策と将来像

I. 吹田市の将来像 .....	
1. 将来像 .....	
II. 施策の大綱 .....	

# はじめに

—— 「総合計画」について

## 1. 総合計画の位置づけと役割

### 1. 本計画の位置づけ

本市の「総合計画」とは、昭和44年(1969)の地方自治法の改正にまでさかのぼるものです。この改正時、第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められ、総合計画の基本となる「基本構想」の策定が地方自治体に義務付けられました。

その後、平成23年(2011年)の地方自治法改正により、基本計画の策定義務は撤廃されましたが、本市は自治基本条例第9章第25条に「市長は、市の最上位計画として、総合計画(行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。」と定め、引き続き総合計画を策定することを義務付けています。

この自治基本条例に定める通り、総合計画とは本市の最上位計画であり、進むべき方向を示し、市民や市職員、市議会議員、市長をはじめ、吹田の市政に関わるすべてのひとに共有される市政運営の根拠として位置づけられるものです。

### 2. 本計画の役割

昭和54年(1979年)に吹田市総合計画を策定して以来、本市では3次にわたる総合計画を策定することで総合的かつ計画的な市政の方針を示し、また具体的なまちづくりを進めてきました。

しかし第3次総合計画(2006年)の策定から10年が経過する中で、本市は多くの課題に直面しています。世界経済の混迷、また東日本大震災のような大規模災害の発生による社会経済状況の変化は市民生活にも大きな影響を与えており、吹田市としても早急の対応を必要とするものです。加えて本市では近年、子育て世代の転入による人口の増加が続いており、待機児童の急増をはじめ、子育てに関わる課題が改めて明らかになりました。より先の未来に眼を向ければ、今後わが国で一層進行する少子高齢化や人口減少は、社会保障費の増大と経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、無視できない影響を市政と市民生活に与えることが確実視されています。

このような時代の変化に対応し、充実した市民生活を守るべく、吹田市はこれまでも数々の施策を実施してきました。こうした市政運営の中で、本市は現行の第3次総合計画に基づく諸施策と、新たに策定され実施されつつある諸施策の位置づけを改めて整理する必要性を認めるに至りました。急激な変化の中にも、私たちは市政の継続性を維持し、将来世代へと引き継いでいかなければなりません。また市民ひとりひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を実現するためには、現代にあっては住民や事業者、大学、NPO、

市民団体をはじめとする多様な主体と行政との協働が不可欠です。そのためにも、時代に  
対応して共有される新ビジョンの必要性は増しています。

こうした視点から、本市は第3次総合計画の目標年次である平成32年度(2020年度)  
を前倒しし、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、まちづくりを推進するための今後  
10年間の指針として第4次総合計画を策定することを決定しました。これまでの施策の  
進行状況と成果、課題を取り纏め、その上で時代の変化を見据えながら次の10年に指針  
を示すこと。過去と未来を繋ぐ最上位計画として、本市は吹田市政に関わるすべてのひと  
に向けて、本計画を提示するものです。

## II. 総合計画の構成と期間

### 1. 本計画の構成

本総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

#### (1) 基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。また全体の方針を示すために、前総合計画に基づいて現在実施中の諸施策の成果と課題を取り纏め、現状の整理を行います。

#### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った施策を体系的に示します。

#### (3) 実施計画

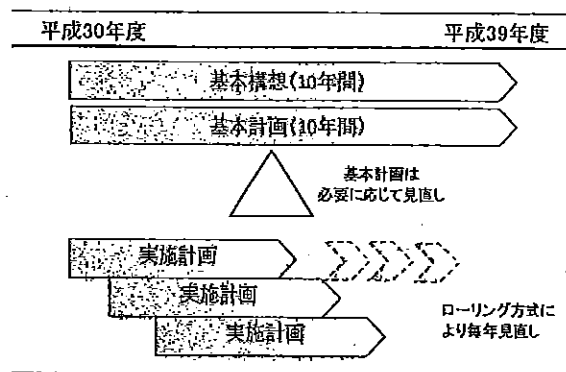
実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

### 2. 本計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年間とします。

ただし、基本計画については計画の評価と検証を行い、必要に応じ見直しを行います。また、実施計画の計画期間は5年間とし、ローリング方式<sup>1</sup>により毎年見直しを行います。

加えて、現在進行中の諸施策については本総合計画に基づいて総合調整を行うとともに、全計画をPDCAサイクル<sup>2</sup>により取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することで、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。



1 ローリング方式…毎年度、修正や補完を行いながら、社会経済情勢の変化や事業の実施状況に対応し、計画と現状との乖離を調整する方法

2 PDCAサイクル…Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルによる施策や事業の立案から評価に至るまでのプロセス。総合計画においては、P(総合計画又は実施計画の立案)、D(事業実施)、C(行政評価)、A(翌年度の実施計画等への反映)のサイクルにより進行管理を行う。

【基本構想】

# 吹田のいま

—— 市の現況と取り組み

## I. 吹田市の概要

### 1. 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09 km<sup>2</sup>を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる標高 10m ほどの低地から形成されています。

### 2. 市の沿革

本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景に古くから生活が営まれ、さまざまな文化と生活が営まれてきました。古代には大阪湾、神崎川を通り京都に至る河港として発達し、また西国街道や亀岡街道の経路上にあることから、陸路・水路ともに交通の要衝として機能していたことが知られています。

近代的な発展は明治 9 年（1876 年）、大阪・向日町間の官営鉄道の開通をその端緒としており、明治 22 年（1889 年）に有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）が設立され、大正 12 年（1923 年）の国鉄吹田操車場の操業開始以降は「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。また、大正 10 年（1921 年）には北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の十三・千里山間も開通し大阪の中心部とも直結するに至り、大阪市の商工業の発展に伴って、現在まで近郊住宅地として市街化が進展してきました。

そうした発展の中、昭和 15 年（1940 年）に当時の三島郡吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、市制が施行され「吹田市」が誕生します。その後、昭和 28 年（1953 年）に新田村の下新田地区と、昭和 30 年（1955 年）には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期には、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。また昭和 45 年（1970 年）に「人類の進歩と調和」をテーマとして開催された日本万国博覧会はわが国の現代史にも大きな足跡として記録される一大事業であり、その開催地であった本市の存在も広く知られるに至っています。この博覧会に関連して市内には広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、企業などの集積が進みました。

現在は、市域のほぼ全域に市街地が広がり、都市機能の基盤が整った状況にあります。また本市は平成 13 年（2001 年）に国の特例市制度の施行を受けて「特例市」に移行していますが、特例市制度の廃止に伴い現在は「施行時特例市」の指定を受けています。



### 3. 人口動態

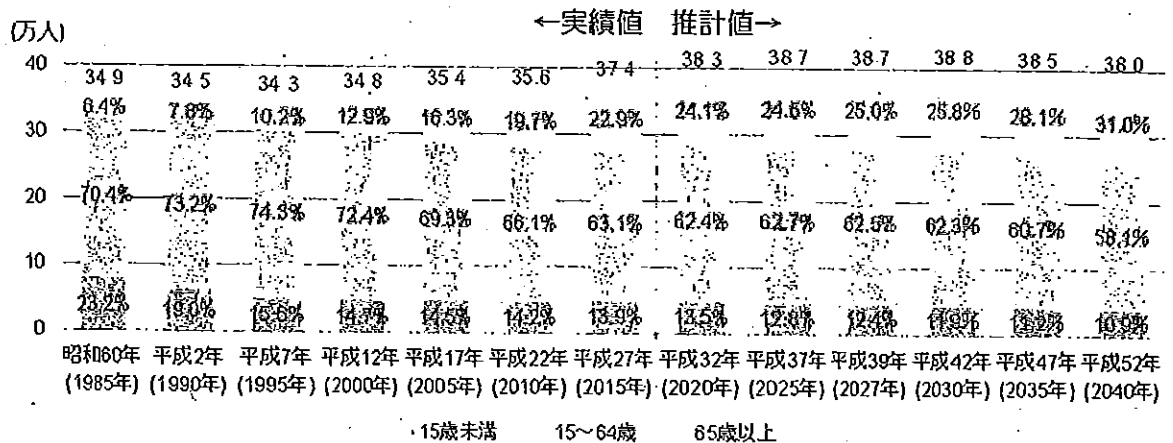
本市の人口は、近年、住宅の再開発を背景に増加を続けています。その数は平成27年(2015年)実施の国勢調査によれば374,468人であり、本市が独自に作成した「吹田市人口ビジョン」(2015)の推計を上回るペースでの増加が確認されました。また第3次総合計画がスタートする直前の平成17年(2005年)に実施の国政調査と比較すると、20,583人の増加となっています。

予想を上回る人口増の背景には上述の通り住宅再開発による転入の増加があり、今後も千里ニュータウンの立替えや新規の住宅建設により、当面の間は人口増が続く見込みです。しかし人口構造を見ると、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少する一方、老年人口の増加が顕著であることから今後も少子高齢化が進展することが確実視されています。また、高齢者の単独世帯数に増加の傾向が見られ、今後もこの傾向は続く予測されます。

本総合計画の策定にあたり新たに実施された推計では、本市人口は計画目標年次である平成39年度(2027年度)時点で38万7千人<sup>1</sup>との予測が示されました。この数値をもとに本計画は策定されており、また現在実施中である各分野の施策内容についても、同推計に基づいた調整・修正の作業が進められています。

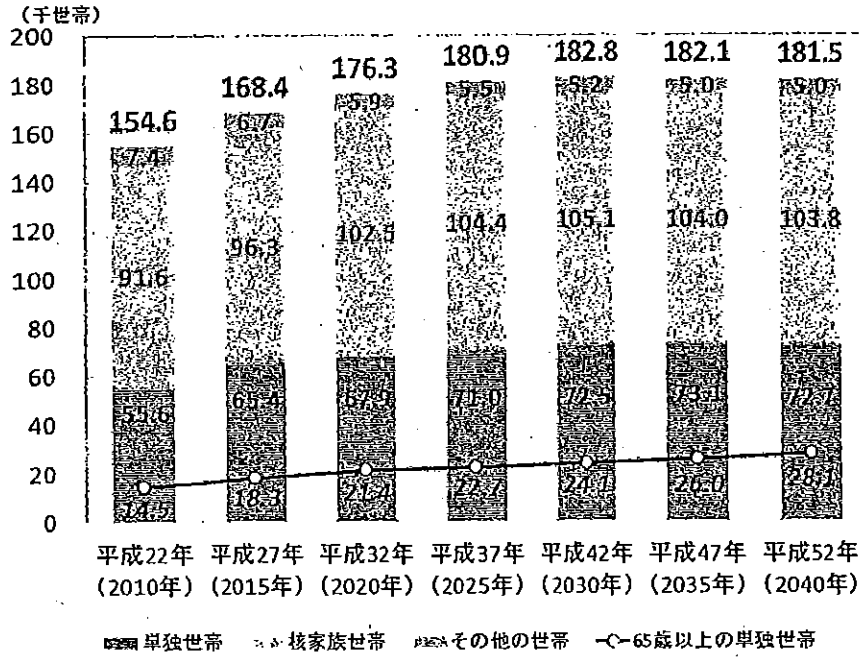
またその後、2030年をピークに本市では人口の減少が始まるものと考えられており、従って本総合計画下では、今後しばらく増加する転入人口と上昇する高齢化率に伴う社会需要の変化にそれぞれ対応しながら、さらに将来の人口減少に備えるという複数の施策を同時に実現していくことが必要となっています。

図表 I-1 吹田市の人口の推移と将来人口の推計



<sup>1</sup> 吹田市「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」(2016)より、中位推計の値をここでは採用している。

図表 1-2 吹田市の将来世帯数の推計



出典：平成27年まで総務省統計局「国勢調査」より作成

平成32年以降は吹田市「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」より作成

## II. 吹田市の特徴

### 1. 交通の利便性

#### (1) 現況

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、自動車・鉄道・航空いずれにおいても遠隔地との交通の便に優れています。また国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅を有することから、大阪都心部や近隣都市との間の移動が容易なものとなっています。加えて、平成31年(2019年)春にはおおさか東線(放出新大阪間)が開通し、本市にも新駅の設置が予定されており、さらなる利便性の向上が期待されています。

こうした広域交通の利便性は本市が有する都市機能上の大きな魅力となっており、市民アンケート<sup>1</sup>でも公共交通の利便性は高い評価を得ています。また、本市は「第3次総合計画」において市内の各市街地間での交通ネットワークを形成することによる市民生活の更なる利便性向上を目標としました。その上で大阪都心部に留まらず北大阪地域や阪神・京阪など周辺都市との結び付きを強め広域の連携を図り、本市の強みである交通の利便性をより一層発展させることでまちづくりに活かす取り組みを実行しています。

他方、優れた交通上の立地環境は商業・業務施設にとっても好適な条件を満たしており、市内の事業所に関する実態調査<sup>2</sup>でも多くの事業所が交通の利便性を吹田に立地する利点として挙げています。このように本市の交通状況は複数分野における魅力を生み出すことで複合型都市としての吹田を形成しており、今後もさらに利便性を向上させるとともに、その利点を活かした市政運営を実施することが現在の課題となっています。

#### (2) 市の取り組み

第3次総合計画下で策定された「吹田市都市計画マスタープラン【改訂版】(2015)」では本市を通過する大阪都市圏の交通上の基幹的軸線を「広域軸」、市域の地域間の軸線を「地域軸」とし、強化されるべき軸線を具体的に示しました。本計画内の実施計画ではこの内容を受け、交通網強化を実施する見込みです。

また「吹田市地域公共交通総合連携計画(2010)」では、市民の公共交通ニーズに関するアンケート調査を実施し、あわせてバス停の実地調査や事業者のヒアリングを行うことで課題の分析を進めました。さらに「公共交通の空白地」の位置を算出し、バス路線のルート変更によるその解消を実施するなど具体的な交通網整備を進めるとともに、鉄道やモノレールの各駅のバリアフリー化やバス停設備の新設等、高齢化が進む社会における将来的社会ニーズに対応するべく公共交通利用環境の質的向上にも取り組んでいます。

こうした質・量の両面から交通環境の整備を行うことで、住宅地・商業地・産業集積地それぞれとしての魅力をさらに向上させることを目指し、本市は本総合計画でも継続的な取り組みを実施します。

<sup>1</sup> 吹田市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート(2013)。

<sup>2</sup> 平成26年度吹田市事業所実態調査結果報告書(2015)。

## 2. 大学・研究機関・文化施設と医療・生活関連施設の充実

### (1) 現況

本市には千里金蘭大学・大阪大学・関西大学・大阪学院大学・大和大学の5つの大学が立地しています。これらの大学に就学する学生の数は約4万4千人に達しており、吹田は大阪府内で最も多くの学生が通うまちとなっています<sup>1</sup>。また、昭和52年（1977年）の開設以来、日本最先端の医学研究機関として知られる国立循環器病研究センターに加え、平成27年（2015年）には新たに理化学研究所の生命システム研究センター（QBIC）が開設されるなど、国内有数の研究機関が立地し「学術のまち」としての吹田を形作っています。

更に、上述の国立循環器病研究センターや大阪大学医学部付属病院など、国内でも最高水準の特定機能病院に加え、その他にも本市は吹田市民病院をはじめとする数多くの医療機関を備えており、「医療のまち」としても極めて高い機能を有しています。

他方、日本万国博覧会の会場跡地には緑に包まれた広域公園があり、園内に日本庭園や自然文化園、国立民族学博物館などが立地しているほか、平成27年（2015年）にはJリーグガンバ大阪のホームスタジアムである市立吹田サッカースタジアムが整備されました。加えて市域には市立博物館や文化会館（メイシアター）が設置されており、本市は「文化とスポーツのまち」としても発展を続けており、今後も学術・研究・文化を育む環境を拡充することを目指しています。

これら大規模な公共施設に加え、本市では市内の各地域にコミュニティセンターや市民センターなどの交流施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターをはじめとする福祉施設、また図書館や公民館に代表される社会教育施設、更には体育館や市民プールなどの体育施設および市民公益活動センターといった多種多様な公共施設を備えるに至っています。地域の暮らしに密着した機能の達成は本市の長年にわたる取り組みの成果であり、その維持と発展が現況のテーマとなっています。

### (2) 市の取り組み

第3次総合計画では「個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」が大綱に掲げられ、下位計画の「吹田市文化振興基本計画」（2009）の下で本市は上述の大学・研究機関と連携した生涯学習の推進と市民文化の進展に取り組んできました。

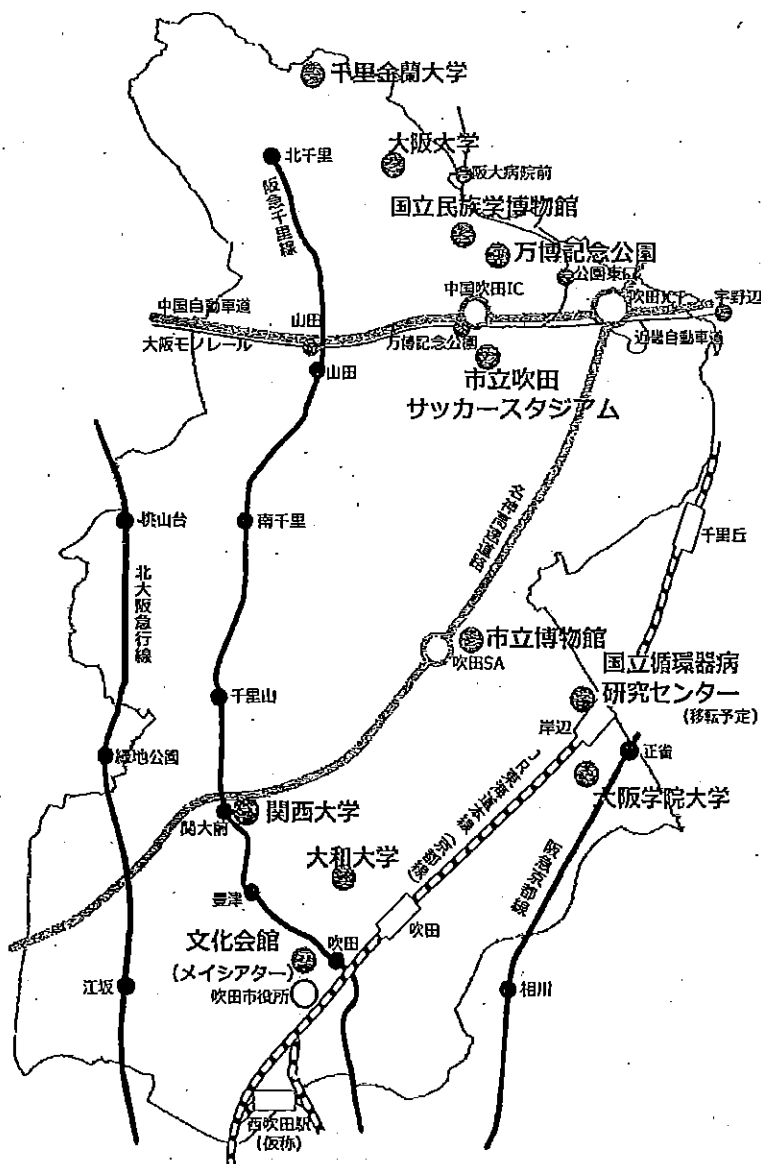
他方で、若く優秀な人材を輩出する場として大学が機能する中、本市では大学卒業後の世代の転出超過が見られるなど、必ずしもその利点を活かしていませんでした。この反省から「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2016）では大学生の地元企業への就職希望率向上の具体的な目標（5年間で5%引き上げ）を掲げ、大学から市内企業への人材供給を促進する施策を実施しています。加えて、平成25年（2013年）からスタートした企業誘致推進事業には市内企業に対する大学との共同研究に対する補助金制度が盛り込まれました。学術のまちとしての利点を市の発展に直結させるため、今後も更に多彩な連携を進める予定です。

<sup>1</sup> 吹田市人口ビジョン（2016）。

また長年にわたる市民の文化生活への貢献が高く評価され、平成27年（2015年）には本市文化会館（メイシアター）が地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞しました。平成29年度（2017年度）現在、メイシアターは改修工事を実施中ですが、今後も本市の文化振興の中心としての役割が期待されています。

これらの他、平成25年（2013年）には上記の国立循環器病センターの市内（吹田操車場跡地）移転が決定されました。本市は現在、平成30年度（2018年度）に予定されている同センターおよび市民病院の移転建て替えを前に、医療機関や医療関連企業の誘致・集積に取り組んでおり、同地に有機的な連携を持つ医療クラスターを形成することを目指しています。またこの移転決定を受けて、本市は吹田操車場跡地を新たに「北大阪健康医療都市（健都）」と命名し、世界をリードする医療のまちとして「吹田モデル<sup>1</sup>」を実現する準備を進めています。

図表 II-1 大学・研究機関・文化施設等



<sup>1</sup> 「吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針」（2014）。

### 3. 異なる特徴を持つ多様な地域

#### (1) 現況

本市の市域は、1960年代から計画的なまちづくりが行われている千里ニュータウンと緑豊かな万博記念公園、そして大阪大学をはじめとする学術・研究施設の立地によって特徴づけられる住宅・学術都市としての北部と、大阪市に隣接する立地と交通条件のよさに裏打ちされて商工業機能が集積し、行政機能の中心を含むことで本市の都市機能の中核を担っている南部とに大きく二分されます。また詳細には鉄道駅周辺の市街地が各地域の玄関口の役割を果たしており、地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しています。

本市はこれらの市街地を拠点市街地<sup>1</sup>と位置づけ、地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を進めています。また第3次総合計画では、特に商業・業務の中心として高い機能を持つ江坂駅およびJR吹田駅周辺、多数の公共施設が立地する阪急吹田駅周辺、広域的な文化・スポーツ・レクリエーション施設が位置する万博記念公園駅周辺を「都市拠点<sup>2</sup>」、また各地域の中心となる鉄道駅周辺を「地域拠点」として定め、各地域の特性に応じた都市機能の充実と市街地の形成を実行してきました。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域では、今も歴史的なまちなみの面影を伝えており、安威川や神崎川流域の河川空間には貴重な自然環境が残っています。さらに千里丘陵南端部の斜面緑地や市内の各所に残存する竹林やため池など、本市はほぼ全域におよぶ市街化の中でも貴重な歴史と自然を保持してきました。

このような地域ごとの特性とポテンシャルを踏まえながら、より一層魅力ある都市空間の形成を進めることが引き続き本市の課題となっています。

#### (2) 市の取り組み

地域の特性を活かした施策を実現するため、第3次総合計画では市域を6つのブロックに区分した地域別計画が盛り込まれ、それぞれにまちづくりの基本方針が示されました。しかしその後、ブロック区分が地域の成り立ちや実際の生活圏域とは必ずしも一致しないこと、また道路・鉄道のネットワークを分断するものではないかとの反省から、「吹田市都市計画マスタープラン【改訂版】」では明確な区分を排して柔軟に地域を捉える方針を採用するなど、より適切に各地域の現状を捉え、実情に応じたまちづくりを実現するための検討が重ねられています。

また前節に触れた北大阪健康医療都市の実現にあたり、本市は平成27年(2015年)より吹田操車場跡地を含む岸辺駅周辺を新たな都市拠点と定め<sup>3</sup>、都市区画整理事業などによる都市基盤整備を行っています。

加えて本章「1. 交通の利便性」でも触れた通り、拠点市街地間の交通ネットワークの整備を実施することで、各地域の特性を活かしつつ地域間の連携を向上させることでより充実した市民生活を提供する環境整備を本市は進めています。

<sup>1</sup> 拠点市街地…都市全体の中心的な機能や地域の生活を支えるさまざまな機能などが集積する市街地。

<sup>2</sup> 都市拠点…商業・業務をはじめとするさまざまな都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場。

<sup>3</sup> 吹田市操車場跡地まちづくり実行計画(2015)、吹田市都市計画マスタープラン【改訂版】(2015)。

### III. 吹田市に関わる社会課題

#### 1. 人口減少と少子高齢化の進行

##### ① 社会の状況

わが国は、平成20年(2008年)をピークに人口減少の時代に突入しています。また、総人口の減少と同時に、少子高齢化が進展し人口構造も大きく変化しています。高齢化に伴い、今後、医療・年金・介護といった社会保障費が増大するほか、生産年齢人口の割合の減少により、働き手の減少や税収の減少など市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の人口動向を十分に見据えた対応が必要となっています。

##### ② 市の現況と取り組み

Ⅱ章「3. 人口動態」の通り、本市は転入による人口増加が継続している状態にあり、また死亡数が出生数を上回る「自然減」を経験していません。それ故、本市では全国の傾向と比較して人口減少はやや遅く進行する見込みですが、しかし死亡数の増加が顕著であることから近年中には「自然減」に移行し、さらに転入増が落ち着けば純粋な人口減少の時代を迎えることが予想されます。

市民生活の維持・発展のためには人口減少への対応は喫緊の課題であり、本市においても「吹田市子ども・子育て支援事業計画」(2015年・2017年計画変更)を実施し子育て環境の整備に取り組んでいます。また「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2016)では「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」を改めて打ち出し、保健師による妊婦面接の実施率100%、また新生児訪問の実施率80%をはじめ、具体的目標のもとに施策を実施しています。さらには、転出数の多い大学卒業後の世代のひとびとの定住を促進する施策を実施し、定住を促進する取り組みを行ってきました。

また少子高齢化社会を迎えるにあたって、上記総合戦略では「誰もが安心して暮らせる『幸齢社会』が実現するまち」を目標に掲げ、健康寿命の延伸や変化する市民ニーズへの対応を実施しています。こうした人口減少と少子高齢化それぞれへの対策を行うことで、充実した市民生活を継続・発展させる基盤を作ることが現在の課題です。

#### 2. 経済情勢と雇用環境の変化

##### ① 社会の状況

わが国の経済情勢は、1990年代初めのバブル経済の崩壊や平成20年(2008年)の世界同時不況の影響から、長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。また、雇用環境については、近年、失業率が改善している一方で、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の割合が高まっているなど、雇用形態が変化してきています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。

## ② 市の現況と取り組み

平成21年（2009年）より「産業振興条例」を施行しており、「地域経済の循環及び活性化」を目標とするとともに、特に「産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されねばならない」ことを基本理念の一つとしています。

これは市内事業所の大半が中小企業者、特に小規模事業者であるという実情を踏まえたものであり、「吹田市商工振興ビジョン2025」（2016）では市内産業の振興と市内雇用の拡大のために、中小企業者、小規模事業者に対する事業活動支援を実施することの重要性が改めて示されました。現在は「地元雇用促進補助金」制度の導入をはじめ、市内の雇用機会の拡大と産業の振興、市民生活の向上を実現するための施策を実施しており、充実した雇用環境の醸成に努めています。

一方、平成26年度（2014年度）に行われた「吹田市市民意識調査結果」の報告によれば「雇用・就労の促進」はなお重要かつ拡充されるべき施策と認識されていることが明らかになっており、本市の取り組みはなお十分とは評価され難い状況にあります。今後、対策を講じるとともに、継続的な調査の実施によりさらに具体的かつ適切な方策を検討することが現在の課題となっています。

## 3. 安心安全な住環境整備の重要性の高まり

### ① 社会の状況

東日本大震災などの大規模な地震のほか、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生し、また、子どもや高齢者を狙った犯罪が多発しており、防災・防犯に対する市民の意識が高まっています。日ごろから市民一人ひとりの安心安全に対する意識をより一層高め、家庭や地域コミュニティ、行政などのさまざまなレベルでの備えを強化していくことが求められています。

### ② 市の現況と取り組み

「吹田市住宅マスタープラン」（2012）の策定にあたって実施されたアンケートによれば「住まい・まちづくりで重視すべき点」の項目で「防犯性の高い安心して暮らせる住まいやまち」と「災害に強い安全な住まいやまち」の回答が最も多く寄せられており、また「住まい・まちづくりに必要な支援策」では「耐震性向上のための住宅改造の支援」と「老朽住宅の建替えに対する支援」の二つが上位二つを占めました。それ故に、本市においても安心と安全に対する需要が高まっていることは間違いありません。

本市はこの状況を受け、平成27年度（2015年度）時点で81.4%であった住宅の耐震化率を、平成37年度（2025年度）までに95%へと向上させる目標を掲げた「住宅建築物耐震化計画（吹田市耐震化改修促進計画）」（2017）を進めるとともに、耐震化に関する種々の補助金制度により市内全域で震災への対策を実施しています。更に「都市計画マスタープラン【改訂版】」（2015）では市民の協働に基づいた「減災」の枠組み作りを推進することを明示し、ソフト面での災害対策の充実に努めています。

また「安心安全の都市づくり推進計画」（2009）では防犯の体制づくりとして市、



警察、防犯協議会と自治会、青少年関係諸団体や企業の連携を強化する方針を改めて示し、市全体を挙げて安心と安全に取り組む試みが継続して行われています。

#### 4. 環境問題への対応

##### ① 社会の状況

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化を進めるなど循環型社会の構築や、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築などの取組を進めていく必要があります。

##### ② 市の現況と取り組み

第3次総合計画下では環境問題に関する幾つかの下位計画が実施されており、現在その中心となっているものは「吹田市第2次環境基本計画【改訂版】」（2014）です。この計画においては平成32年（2020年）までに平成2年度（1990年度）比25%の温室効果ガス削減、平成22年度（2010年度）比17%の市民一人当たりごみ排出量の削減など、具体的な目標を掲げ取り組みが進められています。またこれら個別の施策を実施するにあたり本市では個別計画の作成と改訂が重ねられており、現在は「吹田市地球温暖化対策新実行計画【改訂版】」（2016）と「吹田市一般廃棄物処理基本計画【後期改訂版】」（2017）が実施中です。

加えて、温室効果ガスの排出については、その後、発電に関わるガス排出等、市や市民個人ではコントロールできない要素が多く介在することを考慮し、現在では「エネルギー消費量」を指標とし、市民レベルでの取り組みの成果が反映される評価を導入しています。

なお平成24年（2012年）時点では温室効果ガス排出量は基準年比で7%の増加、エネルギー消費量は7%の減少となっており、一層の努力が必要な状態となっています。一方のごみ排出量については基準年比7.4%の削減を達成していますが、こちらもなお目標には到達しておらず、更なる対策を本市は検討中です。

これらの他、本市では「第2次みどりの基本計画【改訂版】」（2016年）を実施しており、市内全域での緑被率（区域面積に対する緑被地＝樹木や草花などの植物で覆われた土地の面積が占める割合）を26.1%から30%へ引き上げることを目標に取り組みを続けています。

#### 5. 高度情報化社会の進展

##### ① 社会の状況

インターネットの利用率が年々上昇し、スマートフォンなどの携帯端末の普及やSNSをはじめとした多種多様なサービスが飛躍的に発展し、いつでもどこでも情報交換や交流することが可能となっています。一方で、サイバー犯罪や個人情報の漏えいなどが社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、情報教育の充実が求められています。

## ② 市の現況と取り組み

ITの加速度的な発達の中、本市は総合計画を情報化の側面から支援するための個別計画として情報化推進計画を策定・実施しており、現在は平成30年（2018年）を年限とする「吹田市第3次情報化推進計画」が実施中です。

2017年度のアクションプランではマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明発行手続きの拡充をはじめ、市の施設への公衆無線LANスポットの設置、学校のIT環境整備などを進めるとともに、災害情報を発信する体制の充実や大規模災害に備えたシステム導入など、市民生活を様々な面からサポートするIT環境の整備に取り組んでいます。

## 6. 地方分権の推進と市民によるまちづくり

### ① 社会の状況

地方分権改革が進められるなか、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や住民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化するなか、画一的な行政サービスだけではさまざまな市民ニーズに対応することが困難になってきており、地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPOなどの役割がますます重要になってきています。

### ② 市の現況と取り組み

本市では本格的な地方分権の時代を迎えるにあたり「吹田市自治基本条例」を制定しており、市民、議会と議員、市長、各執行機関と市職員、それぞれの役割に明確な規定を与え、この枠組みの下に市政を実施しています。またこの条例制定以降、年度ごとに「吹田市市民自治推進委員会」を組織し、市民の参画による一層望ましい市民自治の形について議論を重ねています。

加えて市政に市民の意見を取り入れる方法の一つとして、本市では4年ごとに市民意識調査を実施しています。平成26年度（2014年度）に行われた本調査では「効率的な行財政運営」と「市職員の育成」、「市の窓口サービスの満足度」が高い重要性を持つ項目でありながら、他方で市民の満足度が低い項目であることが明らかになりました。これらは未だ本市の市政やその執行機関、機関職員と市民意識との間に乖離があることを示すものであり、より理想的な市と市民の関係構築を実現することが重要な課題となっています。

## 7. 公共施設の老朽化への対応

### ① 社会の状況

さまざまな公共施設は、高度経済成長期のころに整備されたものが多く、これらの施設の老朽化への対応が急務となっていますが、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となります。また、今後の公共施設の需要の変化もふまえ、中長期的な視点をもって計画的に施設の更新や長寿命化を行うとともに、複合化や集約化などを含め、適切な施設整備を進める必要があります。

## ② 市の現況と取り組み

本市の公共施設は、設置後5.0年近くを経過しているものが多く、施設の長寿化・更新を必要とする時期を迎えています。「吹田市公共施設総合管理計画」(2017)において示された予測によれば平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年はこうした老朽化施設の修繕・更新が集中する期間となり、また平成49年度(2037年度)からの10年間では建替え時期を迎えるプラントの修繕・更新費用が発生するものと見られています。

文化・交流施設や学校施設、社会福祉関連施設をはじめとする一般建築物の場合、今後30年間で年平均約56億円の費用が必要になるものと試算されています。これは同期間の本市建設事業に充当される一般財源額の見通しに比べておおよそ2倍の金額となっており、財源の不足が強く懸念される現状が改めて明らかになりました。

この状況に対応するため、本市は「公共施設最適化計画」を平成26年(2014年)以来実施しており、優先すべき施設、必要性の高い施設を適切に選定するとともに、市内公共施設の最適な整備・再配置・機能保全を実現するための施策を行っています。施設の統合を含めた検討をさらに重ね、市民生活を維持しながら公共施設の整理を進めることが現状の大きな課題となっています。

